

はじめに

近年、急速に進行する少子化は、本市においても例外ではなく、子どもたち自身や子どもたちを取り巻く社会環境に、様々な影響を及ぼすことが予測されています。

このようななか、平成 17 年に策定いたしました「成田市次世代育成支援行動計画」の前期計画が満了するのに伴い、このたび平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間の後期計画を策定いたしました。

この計画では、「**市民みんなで支える 楽しい子育てのまち**」を基本理念として、未来の成田のまちづくりを担う子どもたちが、こころ豊かで健やかに育つために、市民・企業・行政など社会のすべての構成員が、協働により子どもたちを支えあうまちづくりを目指しています。

本市では、安心して子どもを産み、すこやかに育てることができる環境整備の重要性が増していることから、子どもに関する施策を保健施策とあわせ一元化し、より一層の推進、充実を図る事を目的に、平成 21 年 4 月に健康こども部を新設し、今後は、国や千葉県をはじめ、地域や市民の皆様、企業や関係機関・団体などとの連携を図りながら、この計画の着実な推進に向けて取り組んでまいります。

最後に、この計画の策定に当たり、アンケート調査にご協力いただきました多くの市民の皆様を始め、関係機関、団体の方々から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

平成 22 年 3 月

成田市長 小 泉 一 成

目次

第1部 総論

第1章 計画の概要	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の性格	3
3. 計画の期間	3
第2章 成田市の子どもや子育て家庭の現状	4
1. 少子化の動向	4
2. 就労・家庭の状況	8
第3章 計画の基本理念	10
第4章 計画の基本目標	11
1. 地域における子育ての支援	11
2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	11
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	12
4. 子育てを支援する生活環境の整備	12
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	12
6. 子どもの安全の確保	13
7. 要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進	13

第2部 各論

【計画の施策体系】	16
第1章 地域における子育ての支援	17
1. 地域における子育て支援サービスの充実	18
2. 保育サービスの充実	26
3. 子育てに関する情報・相談の充実	32
4. 児童の健全育成	36
5. 経済的支援の充実	41
第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	43
1. 子どもや母親の健康の確保	44
2. 食育の推進	50
3. 思春期保健対策の充実	52
4. 小児医療の充実	55
第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	57
1. 次代の親の育成	58
2. 幼児教育の充実	60
3. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	63

4. 家庭や地域の教育力の向上	66
第4章 子育てを支援する生活環境の整備	68
1. 良好な居住環境の整備	69
2. 安全・安心な地域社会の推進	72
第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進	74
1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	75
2. 仕事と子育ての両立の推進	76
第6章 子どもの安全の確保	78
1. 子どもの交通安全の確保	79
2. 子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進	81
3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	82
第7章 要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進	83
1. 児童虐待防止対策の充実	84
2. ひとり親家庭の自立支援	86
3. 障がい児施策の充実	87
計画の推進に向けて	89

第3部 推計児童人口及び目標事業量

第1章 定量的目標事業量	92
1. 定量的目標事業量の対象事業	92
2. 定量的目標事業量の設定方法	93
3. 特定12事業の目標事業量	95

資料編

資料1 なかよしひろば来所者ヒアリング調査結果	98
資料2 成田市次世代育成支援行動計画 策定経過	100
資料3 成田市保健福祉審議会設置条例	101
資料4 成田市保健福祉審議会への諮問と答申	104

第1部 総論

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国においては、急速な少子化が進行しており、急速な少子化は労働力人口の減少や社会経済の活力の低下、現役世代への社会保障負担の増加など、さまざまな影響を及ぼすものと考えられています。

「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所／平成18年12月発表)によると、少子化の主たる要因である晩婚化の進行によって夫婦の出生力の低下はますます加速するとされています。加えて、結婚以外のライフコース選択肢の増加に伴う「選択的な生涯未婚」傾向も進行し、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予測されています。

このため、平成14年9月には、国において「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、保育に関する施策等「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組に加え、『男性を含めた働き方の見直し』、『地域における子育て支援』、『社会保障における次世代支援』、『子どもの社会性の向上や自立の促進』という4つの柱に沿って推進することとしました。

平成15年7月には10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律は、すべての都道府県、市町村及び300人を超える従業員を有する企業が、次世代育成支援対策推進のための行動計画を策定することを義務づけています。また、平成16年に、少子化に対処するための基本指針として「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、それを基に平成17年度からの5か年計画として「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。さらに平成19年末に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」と「仕事と子育ての両立と家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の2つが重要な取組として示されています。

このように、少子化の流れを変えるため、国、県、市町村、企業等が一体となって、子どもを生み育てやすいまちづくりの推進を図っていくことが求められています。

このため、本市においては平成17年3月に「成田市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、子育て支援に関するさまざまな施策を推進してきましたが、前期計画期間が終了することから見直しを行い、今後5年間の成田市の子育て支援に関する総合的な計画としての「成田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。

2. 計画の性格

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく行動計画として位置づけます。上位計画の「成田市総合計画」、「成田市総合保健福祉計画」をはじめ、各種関連計画との整合性を図り策定しています。

計画の実施にあたっては、行政のみならず家庭や地域、保育園、幼稚園、学校、企業等が一体となり、次世代育成支援対策に関する取組を推進します。

なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳未満としています。

3. 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取組を促進するために制定されました。

市町村が定める行動計画は、5年を1期とするものとされているため、前期計画については、平成17年度から平成21年度までを計画期間として策定しました。

今回策定する計画（後期計画）については、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度までに行った上で、平成22年度から平成26年度までを計画期間とします。

平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
前計画期間（前期計画）									
				見直し	本計画期間（後期計画）				

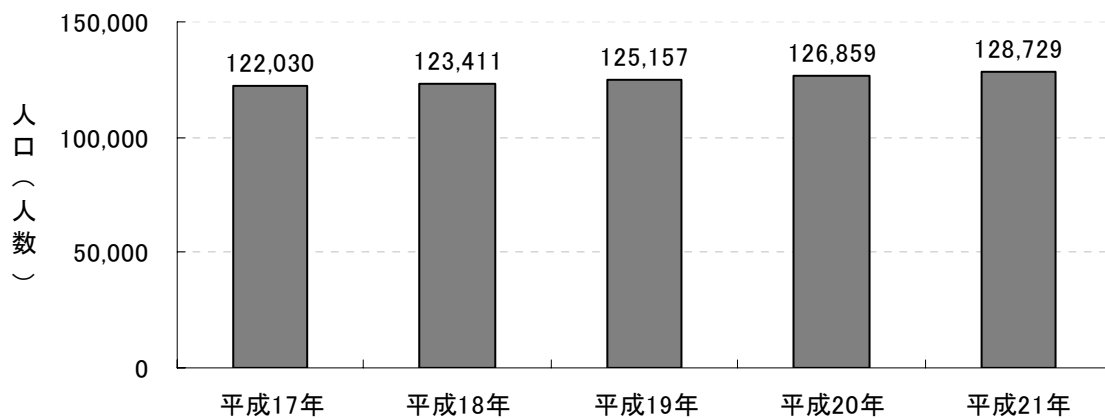
第2章 成田市の子どもや子育て家庭の現状

1. 少子化の動向

(1) 人口の推移

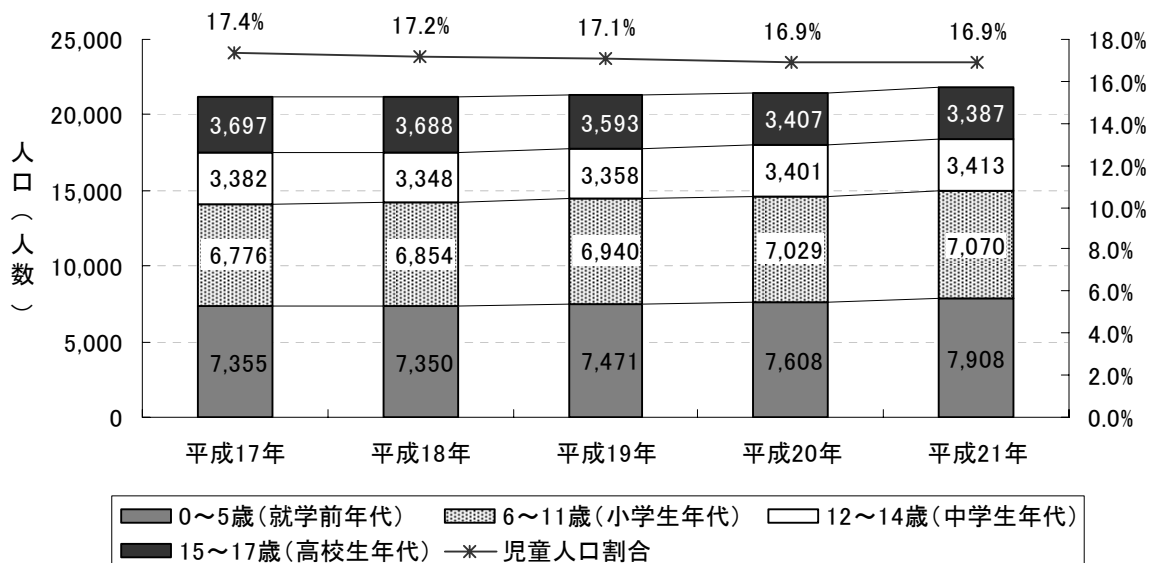
本市の総人口は緩やかに増加しており、平成21年の人口は128,729人となっています。総人口の増加に伴い、本計画の対象人口である18歳未満の児童人口も増加傾向にあるものの、総人口に占める児童人口の割合は年々低くなっており、平成20年以降は16.9%の横ばいで推移しています。

成田市の人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

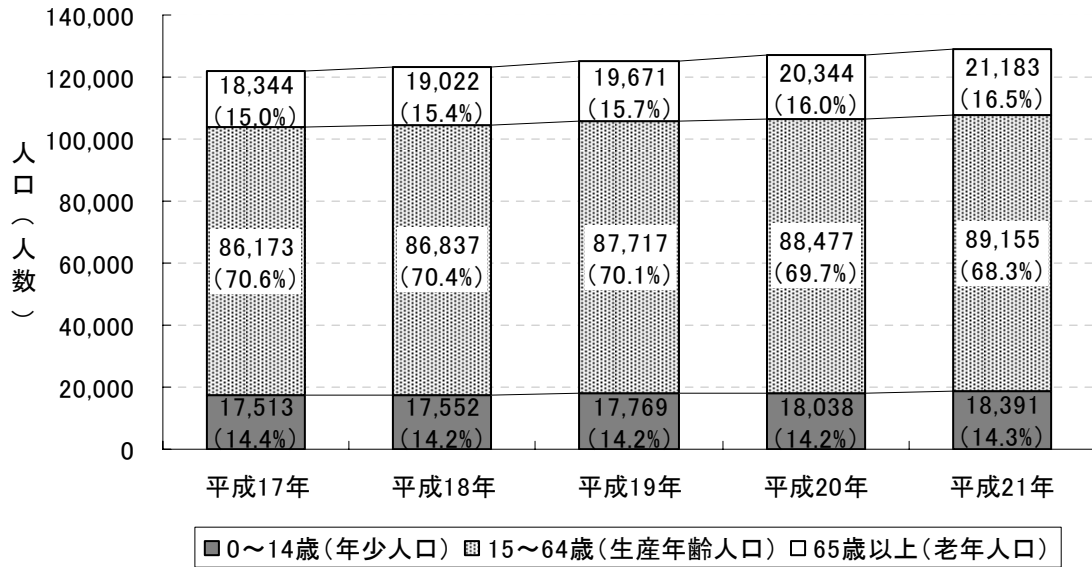
児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

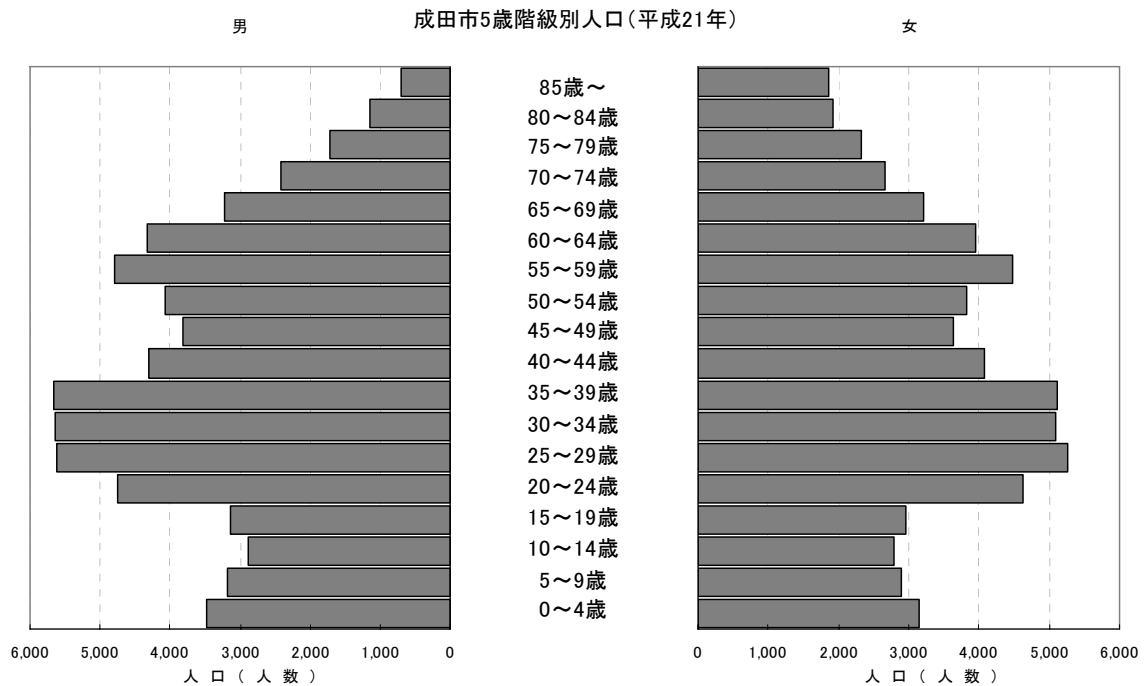
また、年齢三区分の推移をみてみると、平成17年以降、65歳以上の老年人口の割合は15.0%から16.5%に上昇しているのに対し、生産年齢人口の割合は減少、年少人口の割合もほぼ横ばいで推移していることから、成田市においても着実に少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

年齢三区分の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

平成21年の年齢5歳階級別人口では、50歳代後半から60歳代の団塊の世代と、その層の子どもと考えられる20歳代後半から30歳代といった比較的若い世代が多くなっています。



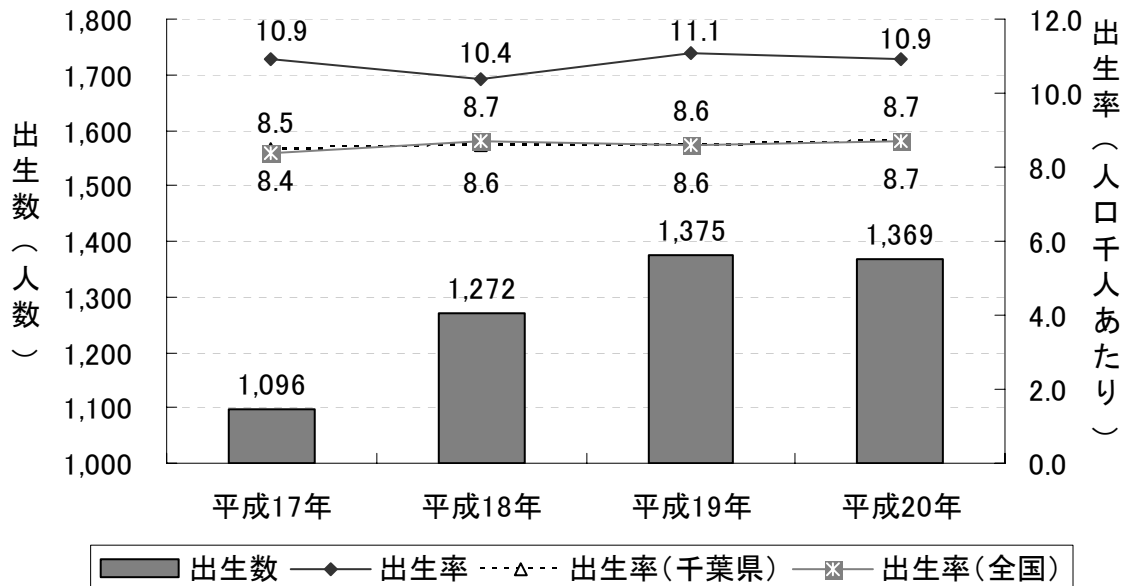
資料：住民基本台帳（4月1日現在）

(2) 出生の動向

本市における出生の動向について、平成20年の出生数は1,369人で概ね増加傾向にあります。また、平成20年の出生率は10.9%となっており、千葉県や全国の数値を大きく上回っています。

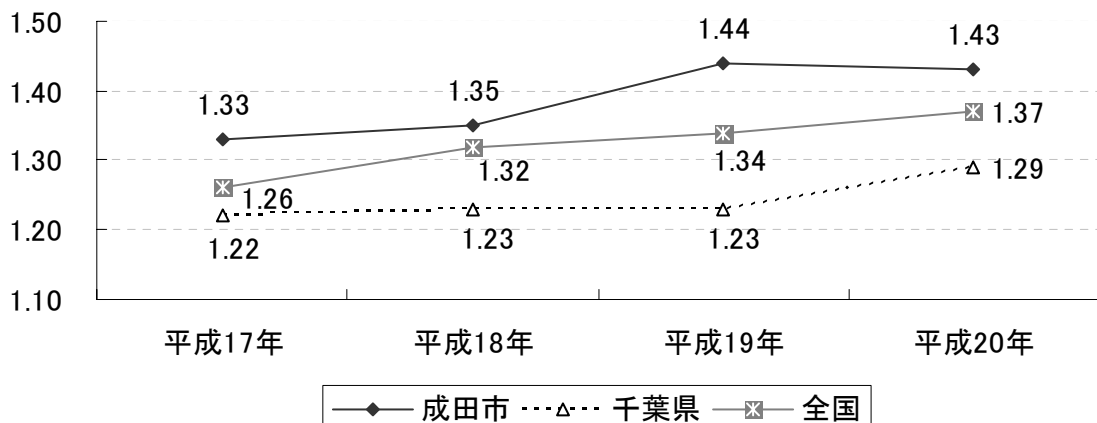
合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと推定される子どもの数）は、平成20年では1.43となっており、近年の本市の推移は千葉県や全国を大きく上回っています。

出生数・出生率の推移



資料：人口動態総覧

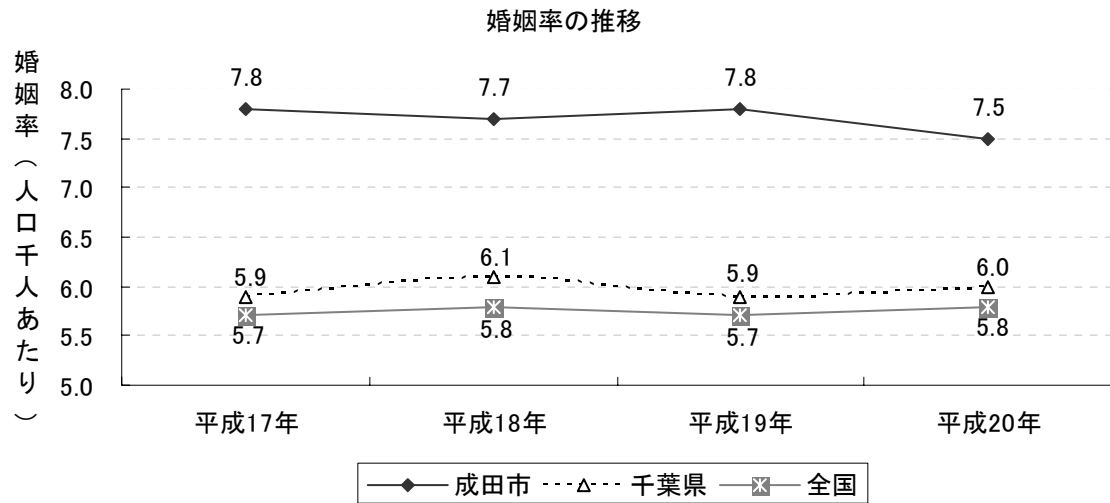
合計特殊出生率の推移



資料：人口動態総覧

(3) 婚姻・未婚の状況

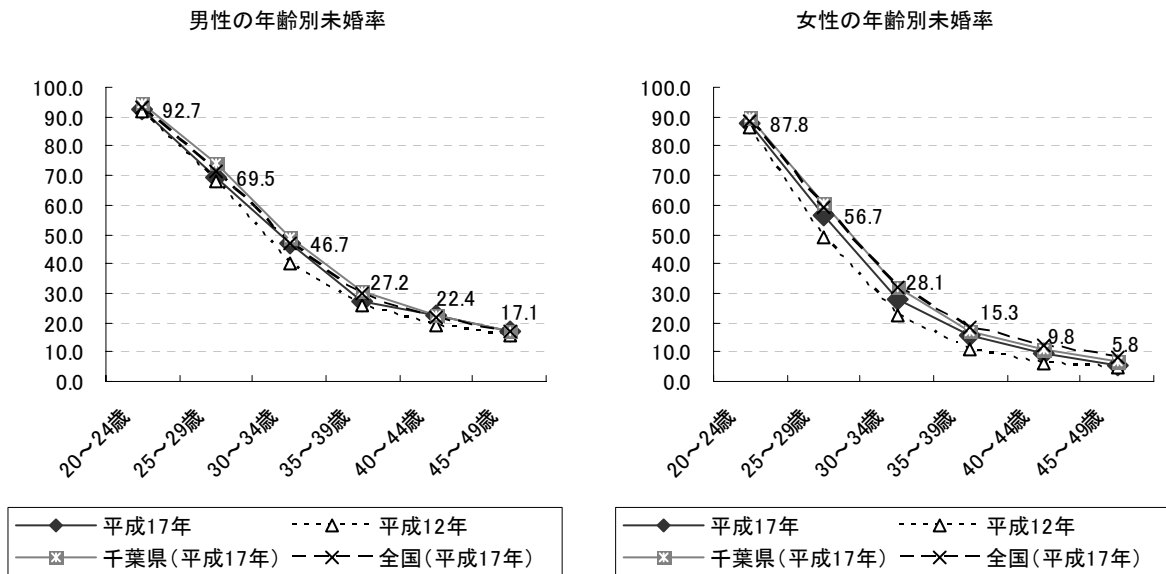
本市の婚姻率は、平成20年は人口千人あたり7.5でほぼ横ばいに推移しており、千葉県や全国の数値を上回っています。



資料：人口動態総覧

一方、本市の出産適齢期にある女性の未婚率を平成12年と17年で比較すると、いずれの年齢も未婚率が高まっています。特に、20歳代後半から30歳代前半では5%以上上昇しています。しかし、いずれの年齢の未婚率も県の率より低くなっています。

また、男性についても女性と同様に未婚率が高まっています。



資料：国勢調査（数値は成田市の平成17年のみ）

2. 就労・家庭の状況

(1) 就労の動向

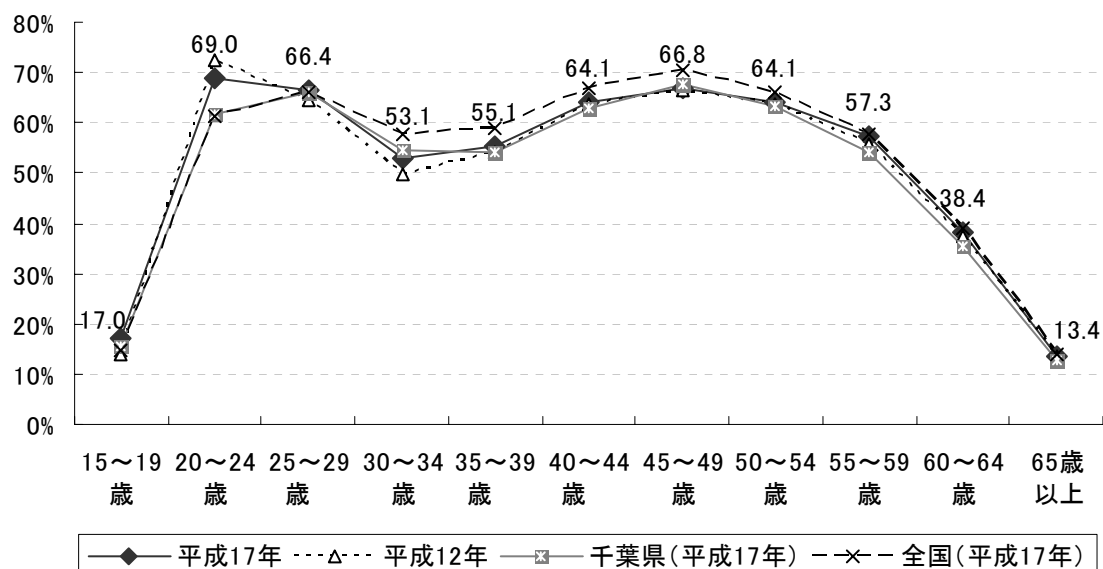
本市の女性就業者数の傾向について、平成12年では、20～24歳で一度上昇の後減少し、再び30～34歳から45～49歳にかけて増加し、45～49歳をピークとして再び減少に転じる、いわゆるM字曲線を描いています。

平成17年と平成12年を比較するとほぼ同じ曲線を示しますが、曲線がやや緩やかになっていることがうかがえますが、千葉県や全国の推移と比較すると、M字曲線の「谷」の部分が急になっています。

女性が結婚・出産・育児を機に仕事を辞め、子育てが終了した時点で再就職するというライフスタイルの現われであり、本市では県や国よりもややその傾向が強くと示されています。働き続けながら子育てができるよう、企業への働きかけや保育サービスの充実といった対応が必要です。

また、経年的な比較からは、子育て期にあたる女性が継続して就労することによる未婚化や晩婚化の傾向もうかがえるため、安心して子どもを産み育てられるような環境づくりのさらなる推進といった2つの側面からの支援が必要であると考えられます。

女性の年齢別就業率

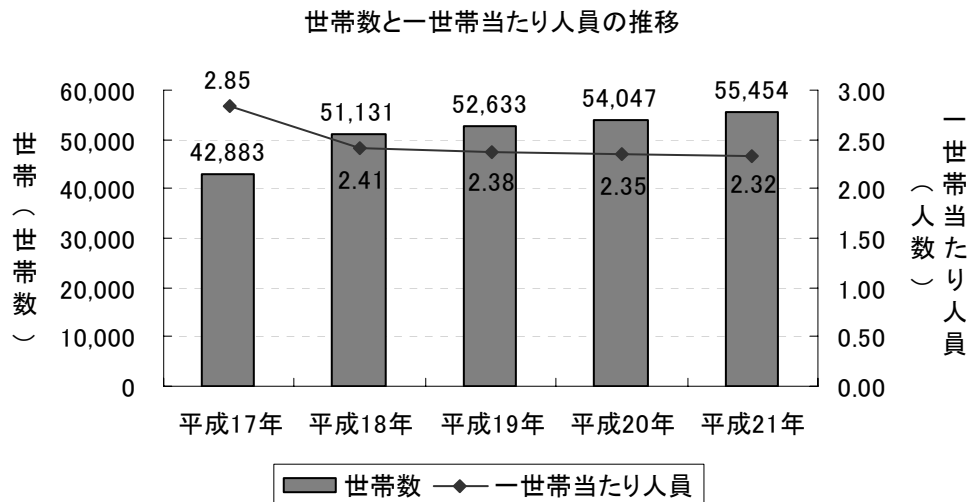


資料：国勢調査（数値は成田市の平成17年のみ）

(2) 世帯の動向

本市の世帯数については、平成17年以降、年々増加しており、平成21年には55,454世帯となっています。

一方で、一世帯当たり人員は減少を続けており、平成21年には2.32人で世帯の少人数化が進んでいることがわかります。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

一般世帯の家族類型は、核家族世帯が約半数、主に三世代が同居しているその他親族世帯は約1割となっています。また、6歳未満親族のいる核家族世帯の割合は、千葉県や全国と比べて高い水準にあります。

■一般世帯の家族類型

	総世帯数 (成田市)	18歳未満 親族のいる 一般世帯 (成田市)	6歳未満親族のいる 一般世帯とその割合 (成田市)	6歳未満 親族のいる 一般世帯 (千葉県)	6歳未満 親族のいる 一般世帯 (全国)
核家族世帯	21,826	8,763	4,314 (86.6%)	84.7%	81.2%
その他親族世帯	3,972	1,942	666 (13.4%)	15.3%	18.8%
非親族世帯	275	0	0 (0.0%)	0.0%	0.0%
単独世帯	14,833	3	0 (0.0%)	0.0%	0.0%
再掲	母子世帯	589	130 (2.6%)	2.3%	3.1%
	父子世帯	57	4 (0.1%)	0.2%	0.2%
合計	40,906	10,708	4,980 (100.0%)	100.0%	100.0%

資料：国勢調査（平成17年）

第3章 計画の基本理念

成田市は、市民が主役のまちづくりを基本理念とし、次世代に誇りを持って引き継ぐことのできる新生成田を市民とともに創造することを目指して、まちづくりを進めています。

前期計画では、その実現に向けて、すべての家庭が明日を担う子どもたちを安心して育てることができるような環境づくりを推進してきました。この計画においても、前期計画の理念を踏襲するとともに、すべての人が子育てを通じて喜びに満ちた生活を送ることができ、「成田で子育てをしてよかった」と思える、「市民みんなで支える 楽しい子育てのまち」を、本計画の基本理念として定めます。

「市民みんなで支える 楽しい子育てのまち」

第4章 計画の基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、次の7つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

1. 地域における子育ての支援

すべての家庭が安心して子育てができるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図るとともに、保育サービスや児童ホームなど仕事と育児の両立支援を一層充実します。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や相談の充実を図り、地域全体で子育てを見守り、支えていく環境をつくり、児童の健全な育成に向けた各種活動の活発化に努めます。

基本 施策	<ul style="list-style-type: none">①地域における子育て支援サービスの充実②保育サービスの充実③子育てに関する情報・相談の充実④児童の健全育成⑤経済的支援の充実
----------	--

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

すべての子どもの健やかな成長の実現に向け、妊娠、出産から乳幼児期を通じ、母子の健康確保と相談・指導を通じた育児不安の軽減に努めるとともに、食育の推進や思春期保健対策の充実を図ります。

また、安心して子どもを生子、育てられるよう、小児医療の充実を図ります。

基本 施策	<ul style="list-style-type: none">①子どもや母親の健康の確保②食育の推進③思春期保健対策の充実④小児医療の充実
----------	---

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭を築き、子どもを育てることの大切さや意義を理解する次代の親の育成に努めます。

また、次代を担う子どもたちが成長とともに豊かな心、健やかな身体、確かな学力を育んでいくことができるよう、幼児教育や学校教育の充実に努めるとともに、家庭、地域、学校が連携して、それぞれが本来持つ教育力の向上を図ります。

基本施策

- ①次代の親の育成
- ②幼児教育の充実
- ③子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
- ④家庭や地域の教育力の向上

4. 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子育て家庭に配慮した住宅や居住環境の整備を図ります。

また、子どもや子ども連れの親が安全に通行することができる道路交通環境の改善や、安心して外出できる公共施設のバリアフリー化など、安全・安心の子育て環境づくりを推進します。

基本施策

- ①良好な居住環境の整備
- ②安全・安心な地域社会の推進

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるように、働き方の見直しや企業における子育て支援など、仕事と家庭の両立の支援を推進していきます。

また、男女を問わず育児休業を取得しやすくするなど、子育てしながら働きやすい環境づくりに向けた取組を図ります。

基本施策

- ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- ②仕事と子育ての両立の推進

6. 子どもの安全の確保

子どもたちを交通事故や犯罪の被害から守る活動を、地域や関係機関等と連携しながら総合的な防止対策を推進します。

また、子どもたちに対して悪影響を及ぼす有害環境への対策を推進します。

基本 施策	<ul style="list-style-type: none">①子どもの交通安全の確保②子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進③子どもを取り巻く有害環境対策の推進
------------------	--

7. 要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進

子どもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、関係機関を含め、地域の連携・協力を図ります。

また、ひとり親家庭への適切な支援サービスと相談体制の充実、障がい児が身近な地域で生活できるよう、一貫した総合的な取組を推進します。

基本 施策	<ul style="list-style-type: none">①児童虐待防止対策の充実②ひとり親家庭の自立支援③障がい児施策の充実
------------------	--

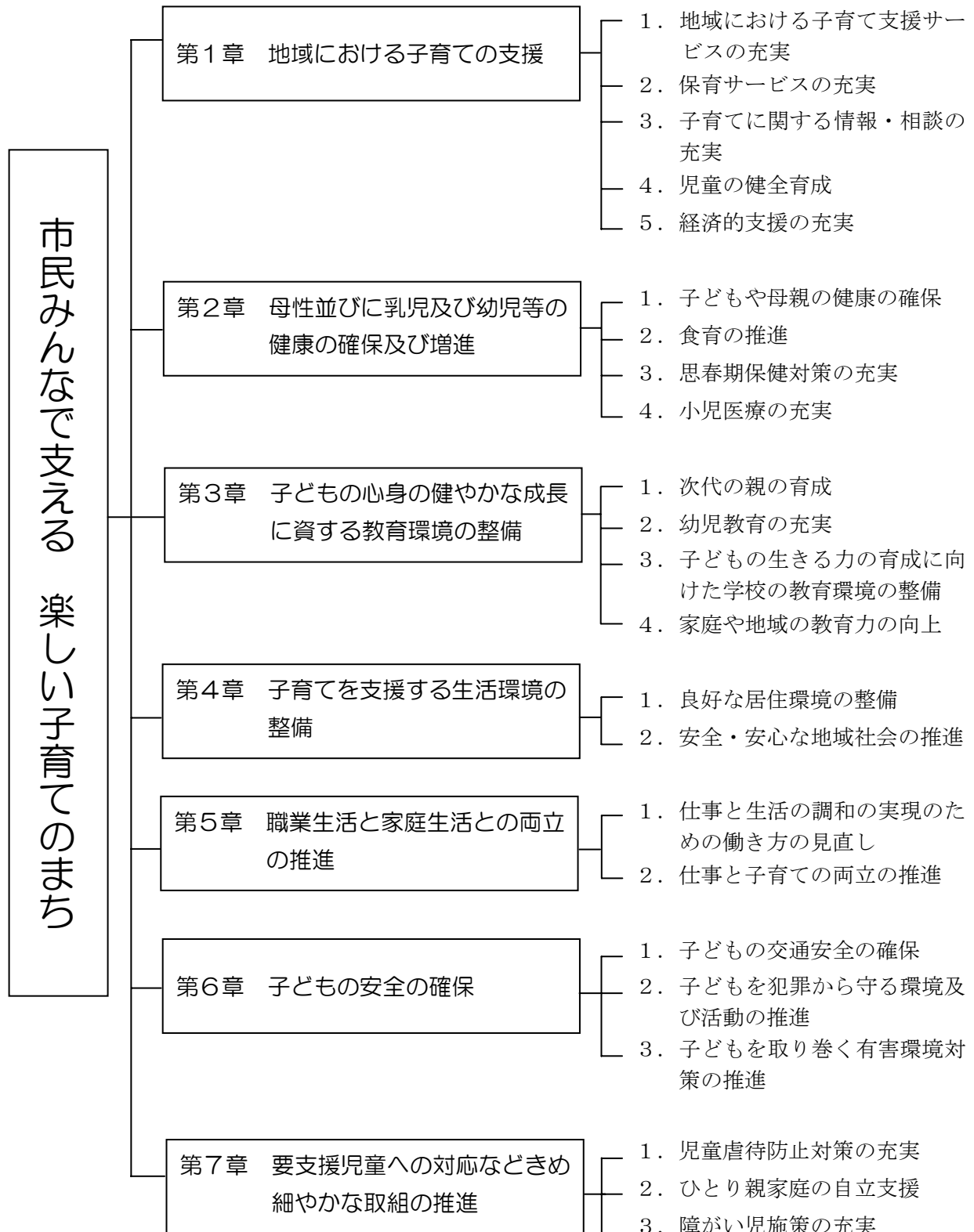
第2部 各論

【計画の施策体系】

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔基本施策〕



第1章 地域における子育ての支援

第1章 地域における子育ての支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

- (1) 地域子育て支援センター
- (2) 子育て支援交流事業
- (3) 一時預かり事業
- (4) ファミリー・サポート・センター

2 保育サービスの充実

- (1) 多様な保育サービスの提供
- (2) 保育の質の向上

3 子育てに関する情報・相談の充実

- (1) 子育て情報の充実
- (2) 子育て相談体制の充実

4 児童の健全育成

- (1) 児童ホームの充実
- (2) 体験・交流事業の推進
- (3) いじめや不登校などへの対応

5 経済的支援の充実

1. 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 地域子育て支援センター

【現状と課題】

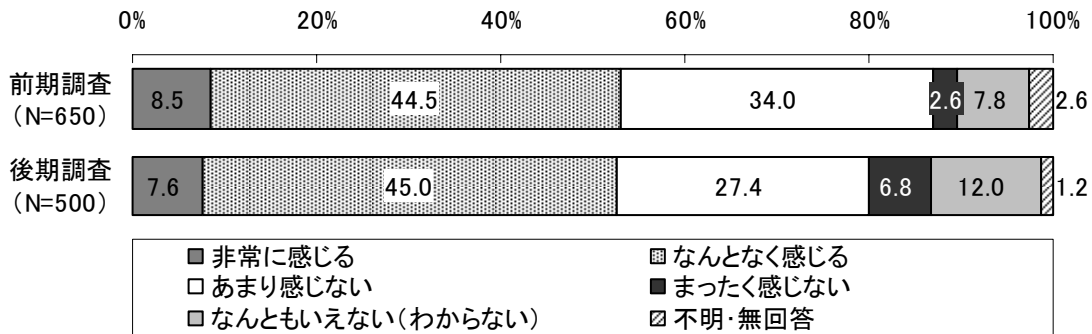
地域子育て支援センターは、核家族化の進むなかで育児に不安を持つ親子の交流の場であり、仲間づくりを行うとともに、子育ての楽しみを広げる場として、子育て不安に対する相談・指導、情報提供、子育てサークルへの支援などを行う施設です。

本市では、子ども館内及び三里塚コミュニティセンター内の「なかよしひろば」、長沼保育園「青空ゆめひろば」、大栄保育園「ひだまり」、宗吾保育園「かるがもCLUB」、公津の杜保育園「つくしんぼCLUB」の6ヵ所を地域子育て支援センターとしていますが、より多くの子育て家庭を支援するために、地域のニーズに合わせ、集まりやすい地域の拠点をバランスよく設置していく必要があります。

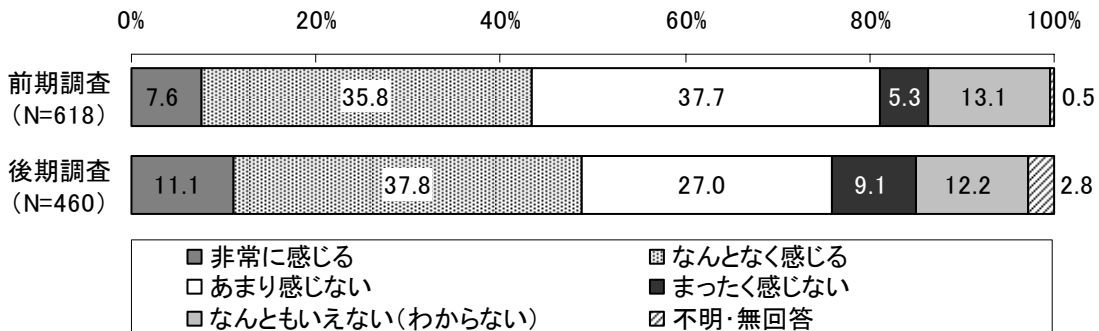
アンケート調査結果では、子育てに関して不安や負担などを感じる親は就学前、小学生で5割前後を占めており、5年前の調査と比較すると、特に小学生を持つ親の不安や負担感が強くなっていることがわかります。このため、子育て中の親の不安や負担を少しでも解消するとともに、孤立しがちな専業主婦家庭を中心に仲間づくりを促進する必要があります。

また、「なかよしひろば」を利用したことがない親は就学前で7割以上もおり、地域子育て支援センターをもっと知ってもらい、気軽に利用してもらい、必要があります。

【就学前児童】子育ての不安や負担感



【小学生児童】子育ての不安や負担感



※「N」とは集計対象者の総数のこと。以下も同じ

■地域子育て支援センターの利用者数

単位：人

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
なかよしひろば（子ども館）	10,931	17,470	20,423	19,432	19,042
なかよしひろば（三里塚）	—	9,719	8,377	10,003	9,320
青空ゆめひろば	2,911	2,956	2,006	2,573	1,899
ひだまり	—	—	1,794	2,207	2,811
かるがもCLUB	4,307	2,288	1,740	1,852	2,449
つくしんぼCLUB	—	—	3,464	4,518	4,049

資料：子育て支援課

【施策の方向】

地域子育て支援センターは、地域における子育て支援の中核的な役割を果たすものであるため、新たに1ヵ所開設するとともに、地域により密着した事業展開を図り子育て家庭への支援に努めます。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
地域子育て支援センターの周知 (子育て支援課)	地域と密着した事業を展開するため、地域子育て支援センターのPRを行い、特に子育て家庭に対する周知に努めます。
地域子育て支援センターの開設 (子育て支援課)	地域の子育て支援を図るため、新たに1ヵ所設置します。
総合的な子育て情報窓口の設置 (子育て支援課)	子育て支援に関する情報を総合的に提供できるよう、子ども館に情報コーナーを設置します。
子ども館の機能向上 (子育て支援課)	施設の改修を考慮し、子育て支援の拠点施設として、それぞれの年代にあった活動を支援しながら、機能の向上を図ります。
特色ある地域子育て支援センターの充実 (保育課)	長沼保育園・大栄保育園・公津の杜保育園及び宗吾保育園で、継続した活動を行うとともに、新たな保育園での実施も検討し、保育園に併設した地域子育て支援センターとしての特徴を活かし、各事業の充実を図ります。

(2) 子育て支援交流事業

【現状と課題】

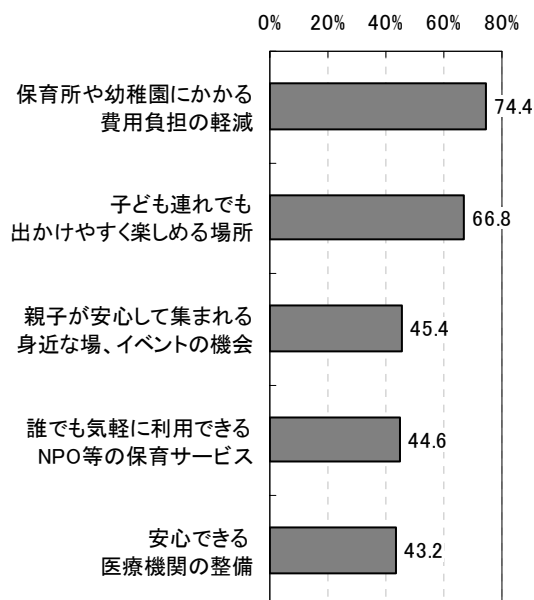
アンケート調査結果では、親子が交流、参加できる事業への期待は高く、充実してほしい子育て支援施策として、就学前児童及び小学生児童とも「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所」や「親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会」が上位を占めています。

子育て支援交流事業としては、子育て中の親子が集い、交流、相談できる場としての地域子育て支援センターのさらなる充実や、各保育園の特色を活かした開放事業等を中心に、気軽に利用できる親子の居場所づくりを市内12カ所の公立保育園、8カ所の私立保育園において進めています。

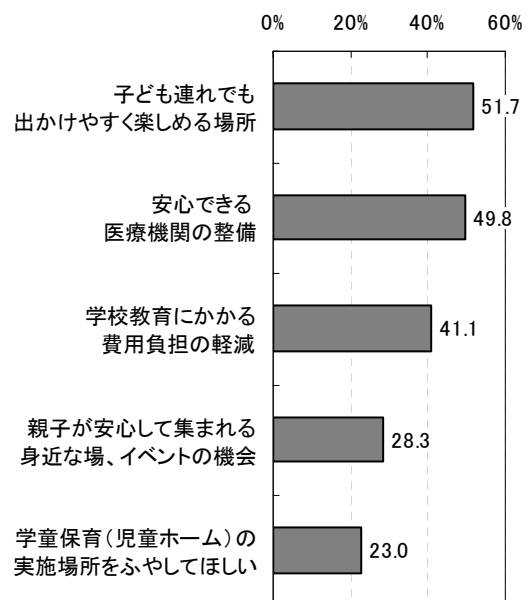
また、小さい子を持つ親子及びこれから親となるような人を対象とした、子育てサポーター・地域ボランティアによる「子育てひろば」、母親学級を受講した母親が出産後に集まり、活動している「ひまわりクラブ」などがありますが、アンケート調査においても、子育てサークル等保護者の自主的活動への参加経験があると回答している方が3割弱であることから、今後、こうしたサービスの周知や定着、支援が課題であると考えられます。

一方、小学生を持つ親の交流の場や相談の場は、学校のPTA等に引き継がれていくものと思われませんが、こうした就学前の取組によるグループが、就学後も途切れることのない様な支援が必要と思われれます。

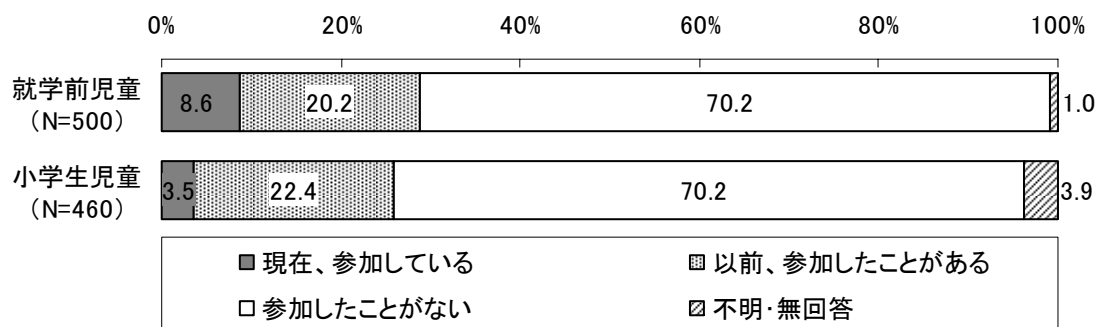
【就学前児童】充実してほしい子育て支援施策
上位5項目 (N=500)



【小学生児童】充実してほしい子育て支援施策
上位5項目 (N=460)



子育てサークル等への保護者の自主的参加の有無



■ 保育園開放の利用者

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
年間の開放日 (日)	175	174	212	220	211
延べ利用組数 (組)	637	653	894	722	710
延べ利用人員 (人)	1,420	1,476	1,859	1,556	1,505

資料：保育課

【施策の方向】

子育て中の親子が身近なところで気軽に利用し、相談もできる親子の居場所づくりをさらに進めるため、保育園等の活用を図ります。

子育てひろばについては、市民が積極的に子育てを支援する場として市全域への普及を図るとともに、地区保健推進員の活動による子育て事業の支援に努めます。

一方、就学前の子どもを持つ親に限らず、すべての子育て中の親の育児力を高めることにつながる子育てサークルの積極的支援に努めます。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
保育園の地域開放 (保育課)	各保育園の特色を活かしながら、子育て中の保護者の情報交換の場・子育て相談の場として開放し、保育機能を活かした子育て支援の充実を図ります。
地域による子育て支援 (健康増進課)	地域の人材が運営する子育てひろばや地区保健推進員による遊びの広場など、子育て中の親子と地域の人たちが参加・交流できる事業の充実を図ります。
子育てサークルの支援 (子育て支援課)	子育てサークルの立ち上げや活動などを支援するため、活動場所の確保や情報提供などに努めます。
㊦子ども館の機能向上 (子育て支援課)	施設の改修を考慮し、子育て支援の拠点施設として、それぞれの年代にあった活動を支援しながら、機能の向上を図ります。

(3) 一時預かり事業

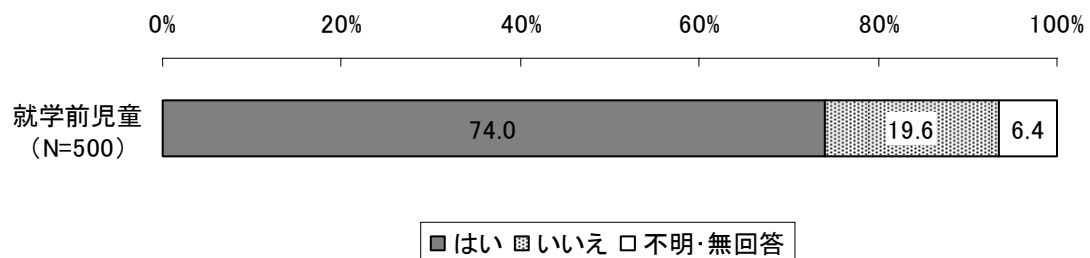
【現状と課題】

本市では、保育園を利用していない家庭で、保護者の就労形態や保護者の傷病、入院等の緊急時等の理由で一時的に保育に欠ける状態となってしまった子どもを対象に、現在、公立5園、私立7園で一時預かり事業を実施しています。

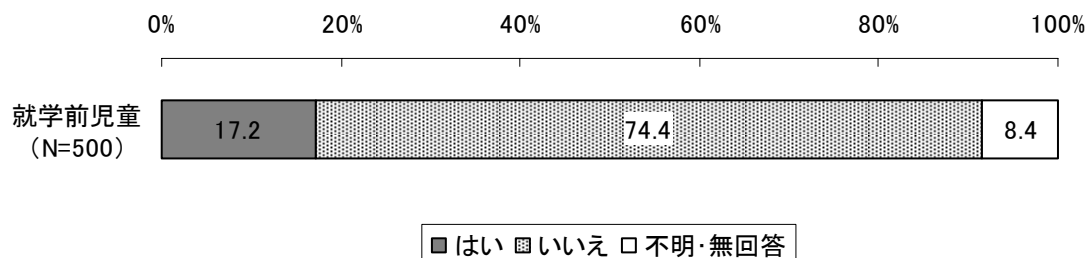
アンケート調査結果では、就学前児童保護者で保育園の一時的保育サービスを知っている方は74.0%、利用している方は17.2%、今後利用したい方は51.8%となっています。

こうしたなか、各保育園で実施している一時預かり事業を一層利用しやすいものとして、利用ニーズに応える必要があります。

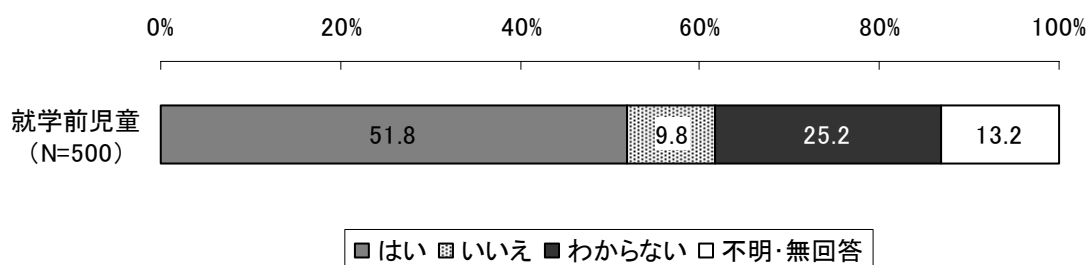
【認知度】保育園の一時的保育サービス



【利用度】保育園の一時的保育サービス



【利用意向度】保育園の一時的保育サービス



■一時保育利用者数

単位：人

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
松崎保育園	1,722	1,018	1,304	1,465	1,253
吾妻保育園	—	1,183	1,764	2,110	2,317
高岡保育園	—	—	679	589	806
大栄保育園	—	—	1,197	1,399	1,252
中台第二保育園 (H21～)	—	—	—	—	—

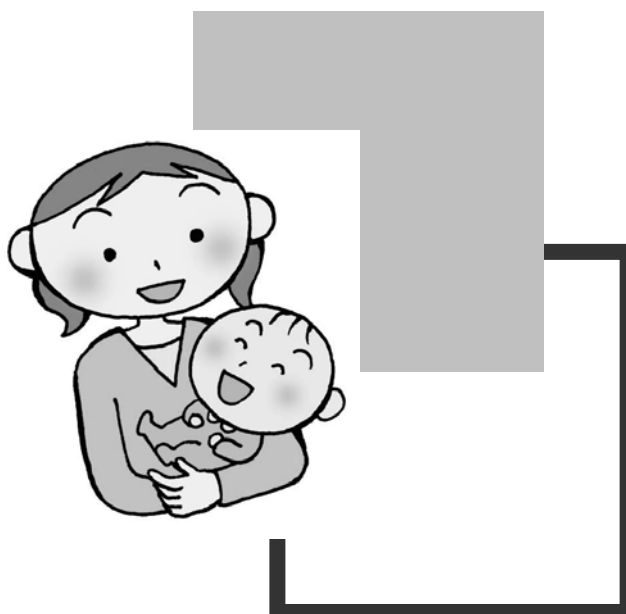
資料：保育課

【施策の方向】

一時預かり事業の利用は増加の傾向にあり、アンケート調査の結果からも要望が多いものとなっています。保護者の就労形態や緊急時、育児疲れなどによる利用に対応できるよう充実を図ります。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
一時預かり事業の充実 (保育課)	増加する一時的な保育需要に対応するため、事業の充実を図ります。



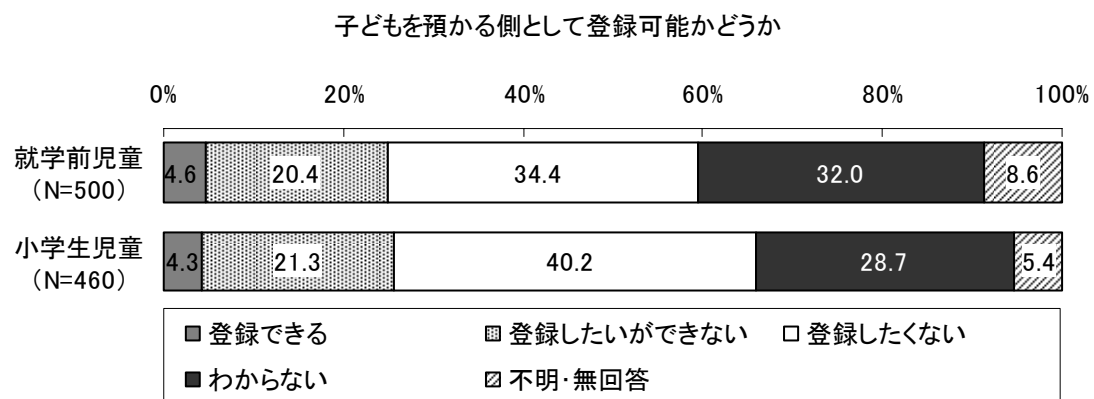
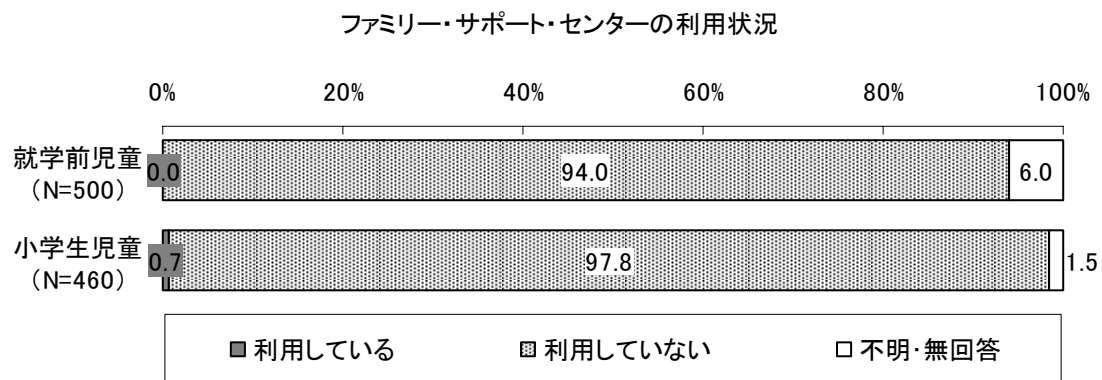
(4) ファミリー・サポート・センター

【現状と課題】

ファミリー・サポート・センターは、地域において育児を支援しあう制度で、育児の援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、相互に援助活動を行うものですが、本市では、成田市社会福祉協議会がサービスを提供しています。

アンケート調査結果では、ファミリー・サポート・センターを利用している方はほとんどみられず、また、相互援助活動として子どもを預かる側として登録することが可能な方もわずかに5%を満たしていません。

今後はファミリー・サポート・センターの活動内容や利用方法の周知を図るとともに、組織としての機能拡大や、より利用しやすいセンターとなるよう、支援していく必要があります。



■成田おたすけ隊の状況

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
登録会員数 (人)	426	319	307	189
延利用件数 (件)	3,559	2,844	2,327	1,256

■なりたファミリー・サポート・センターの状況

	平成 19 年度	平成 20 年度
登録会員数 (人)	153	155
延利用件数 (件)	1,883	1,565

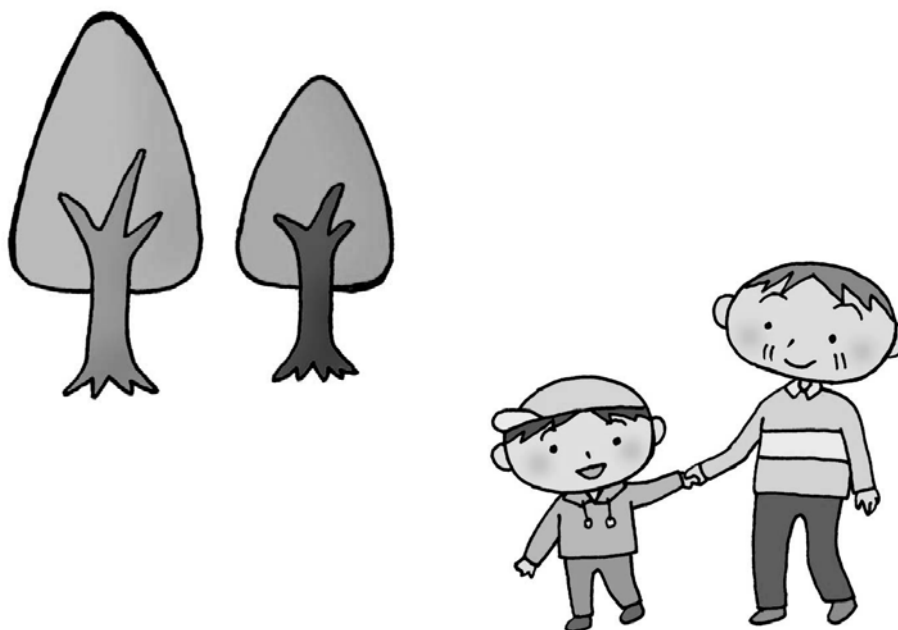
資料：社会福祉協議会

【施策の方向】

成田市社会福祉協議会に委託し運営しているファミリー・サポート・センターを、市民による相互援助組織として機能を充実するための支援を図ります。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
ファミリー・サポート・センターの運営支援 (子育て支援課)	社会福祉協議会が運営しているファミリー・サポート・センターが市民ニーズに積極的に応えることができるよう支援します。



2. 保育サービスの充実

(1) 多様な保育サービスの提供

【現状と課題】

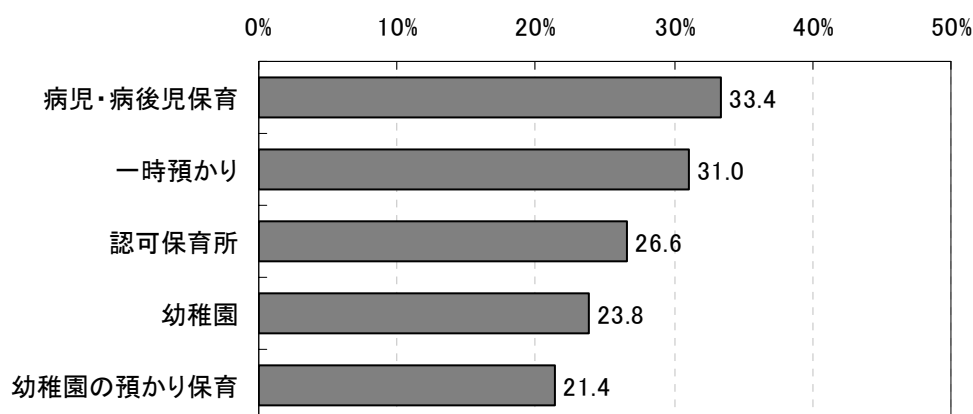
近年の核家族化やライフスタイルの多様化、就労形態の変化等に伴って、保育園に対する利用ニーズは高まっており、入園児数は増加を続けています。また、アンケート調査結果では、今後利用したい保育サービスとして26.6%が「認可保育所」を挙げています。

本市には、公立12カ所、私立8カ所の保育園があり、定員充足率（入園児数÷定員）は平成16年は74.8%でしたが、平成20年では99.3%とほぼ100%に近い状況になっています。一方、幼稚園は市内に公立1園、私立9園があります。預け先として希望の多かった幼稚園では、園児数は増加傾向で推移していますが、定員充足率は平成20年度で71.1%と保育園より低くなっています。

保育園では定員充足率の高まりを背景に、ニュータウン地区での子どもの増加や周辺農村部での子どもの減少といったように、地域により子ども数に偏りがあることや、年度途中からの入所希望が多いこと、さらには、乳児及び低年齢児の保育への利用ニーズが高いことなどから、地域によっては入所が難しいといった面もみられます。

このため、利用者の保育ニーズを十分踏まえて、きめ細かなサービスの提供体制を整備していく必要があります。

【就学前児童】今後利用したい保育サービス 上位5項目 (N=500)



■各保育園の利用状況

単位：人

保 育 園 名		定 員	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
私 立	成 田 保 育 園	79	86	87	84	88	90
	つ の ぶ え 保 育 園	60	59	63	52	59	61
	宗 吾 保 育 園	90	104	97	102	102	101
	大 室 保 育 園	30	15	19	23	23	24
	三 里 塚 第 一 保 育 園	120	138	138	137	136	134
	三 里 塚 第 二 保 育 園	108	124	124	124	124	123
	公 津 の 杜 保 育 園	120	—	92	136	135	134
	月 か げ 保 育 園	60	—	45	65	67	67
	管 外 委 託	—	30	20	28	22	23
	小 計	667	556	685	751	756	757
公 立	加 良 部 保 育 園	—	122	109	110	113	—
	橋 賀 台 保 育 園	150	153	134	136	143	148
	中 台 保 育 園	150	143	140	150	140	131
	吾 妻 保 育 園	150	148	136	135	132	139
	新 山 保 育 園	150	153	147	148	145	147
	玉 造 保 育 園	120	137	135	137	137	137
	長 沼 保 育 園	40	16	18	17	21	20
	松 崎 保 育 園	40	29	31	25	25	25
	赤 荻 保 育 園	40	28	32	30	34	38
	小 御 門 保 育 園	60	—	58	63	53	59
	高 岡 保 育 園	90	—	53	51	50	56
	大 栄 保 育 園	170	—	178	170	169	171
	中 台 第 二 保 育 園	150	—	—	—	—	128
	管 外 委 託	—	15	13	19	15	128
小 計	1,310	944	1,184	1,191	1,177	1,208	
合 計	1,977	1,500	1,869	1,942	1,933	1,965	

資料：保育課（各年4月1日）

■年齢別保育園の利用状況（平成21年4月1日）

単位：人

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計
私 立	35	88	131	160	176	167	757
公 立	47	164	211	245	262	279	1,208

資料：保育課

①延長保育

延長保育は、市内の保育園全園で実施しています。公立の通常保育時間は、平日は8時30分から17時、土曜日は12時30分までとなっていますが、6園が7時から19時まで、1園で20時まで実施しています。また、私立の通常保育時間は、各園により異なりますが、延長保育では、5園が7時から実施しており、最長の園は21時まで実施しています。

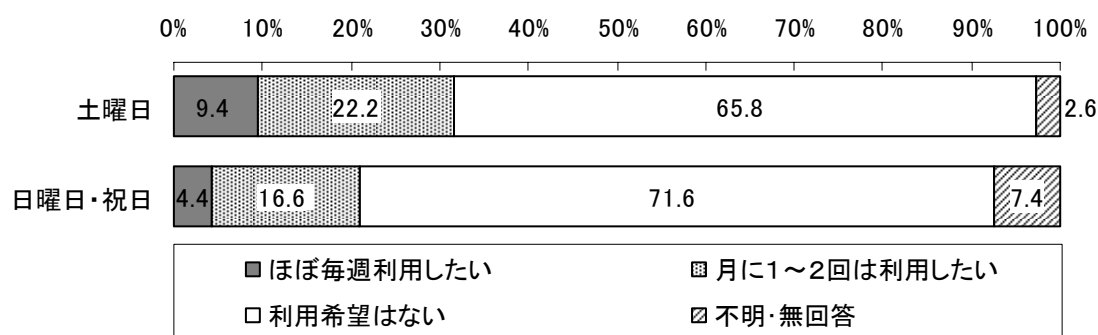
近年、核家族化や保護者の就労形態の変化等により長時間の保育を希望している家庭が増加しているとともに、本市では、シフト勤務の空港関連就業者が多いことから延長保育のさらなる充実を検討する必要があります。

②休日保育

日曜日、祝日などの親の勤務などにより、子どもが保育に欠ける場合などに対応した休日保育は、現在、公津の杜保育園で8時30分から15時まで実施しています。

アンケート調査結果では、土曜日、日曜日・祝日に「ほぼ毎週」「月に1～2回程度」保育を希望する方が2～3割いるため、延長保育と同様、親などが安心して就労するためにも必要性は高まりつつあります。

【就学前児童】休日の保育サービス利用意向(N=500)



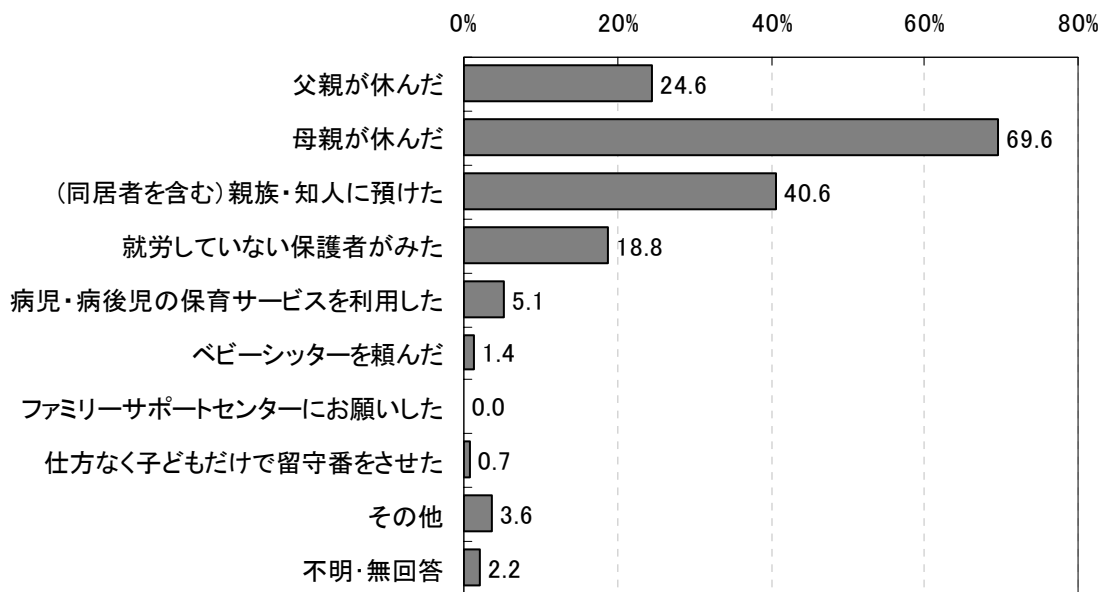
③病児・病後児保育

病児・病後児保育は、病気治療中やその回復期にあり、保育園等での集団生活が困難な児童または保護者の都合で看病が困難な場合に、保育園や病院、または診療所に開設する保育室において保育するものです。

本市では、平成19年度より、なのはなクリニック病児保育室ゼフィルスにおいて実施しています。

アンケート調査結果では、この1年間に子どもが病気で保育園等を休んだとしたケースは7割を超えています。その時の対処方法としては、「母親が仕事を休んだ」が69.6%と最も多く、次いで「親族・知人に預けた」が40.6%、「父親が仕事を休んだ」が24.6%などとなっています。親が安心して就労するためにも地域特性を考慮した施設整備を図る必要があります。

【就学前児童】休ませた時の対処方法(N=138)



■病児・病後児保育実績

	平成 19 年度	平成 20 年度
開設日 (日)	238	237
利用人員 (人)	236	273

資料：子育て支援課

④小学生低学年児童受入れ保育事業

宗吾保育園（民間保育園）と高岡保育園（公立保育園）で、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的に、小学生低学年児童（1年生から3年生）を放課後受入れしています。今後も、制度の周知に努めていきます。

■公立保育園受入れ保育実績

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実人員 (人)	5	8	11
延べ利用人員 (人)	50	54	91

資料：保育課

⑤家庭保育制度

家庭保育制度は、共稼ぎ世帯の増加などに対応した市の単独の補助事業です。具体的には、生後43日以上3歳未満の乳幼児を保育員の家庭に20日以上預けるものです。

⑥認定こども園制度

認定こども園は、核家族化や保護者の就業形態の多様化に対応し、保育園や幼稚園等が教育と保育の両方の機能を提供するとともに、子育て支援事業を行う施設です。

【施策の方向】

保育サービスに対するニーズは、曜日、時間数、時間帯など多岐にわたる傾向にあることから、量的な充足を図る一方で、多様な保育サービスの提供に向けた体制整備を図ります。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
公立保育園の管理運営の充実 (保育課)	市民の利用ニーズを十分に踏まえながら、園児の計画的な受け入れ、保育士等の配置、施設整備など公立保育園の管理運営の充実を図ります。
乳児・低年齢児受入れ枠の拡充 (保育課)	既存保育園の乳児・低年齢児保育の拡大など、保育受入れ枠の拡充を図ります。
延長保育事業の充実 (保育課)	就労状況の多様化等に対応するとともに各地域の実情に合わせた保育時間の延長に努めます。
休日保育事業の実施 (保育課)	利用ニーズ等を考慮しながら、指定された園で休日保育事業を実施します。
病児・病後児保育の施設整備 (子育て支援課)	医師会の協力を得ながら、地域特性を考慮した病児・病後児保育の施設整備に努めます。
家庭保育事業制度の周知と充実 (子育て支援課)	現状に合わせた制度改正によりサービスが利用しやすい環境の整備を図ります。
小学生低学年児童受入れ保育事業の周知 (保育課)	現在実施している2園の近隣小学校を対象に、小学生低学年児童受入れ保育事業の周知を図ります。
認定こども園の検討 (保育課)	就学前の子どもに幼児教育と保育を一体的に行うことにより、地域における子育て支援の提供を検討します。

(2) 保育の質の向上

【現状と課題】

家庭や地域社会との連携、人権擁護、虐待防止の観点からも保育園の果たす役割は大きく、新保育所保育指針においても保育園の役割や保育士の専門性が明確にされ、質の高い保育実践が望まれています。

子どもの家庭と保育園での生活の連続性、個々の発達と子ども相互の関わりによる集団としての成長、遊びを通じて得た満足感・成就感・自発的な意欲や態度を大切にしながら、子ども一人ひとりの成長・発達に応じたきめ細やかな保育と、保育園の子育て支援機能を充実することが必要となっています。

保育士をはじめ、看護師、栄養士、調理員等専門性を有した職員研修が事業計画に沿って行われていますが、今後も積極的に時代に合った研修を推進していく必要があります。また、保育サービスに対する苦情の解決、改善につなげていくことも必要となっています。

【施策の方向】

保育サービスの向上に向けた職員の育成、保育サービスに対する苦情の解決に向けた体制の充実を図ります。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
職員研修の充実 (保育課)	保育に関わる職員一人ひとりが、保育サービスの向上に向けて知識や技術の習得ができるよう、計画的な研修の充実を図ります。
苦情解決体制の充実 (保育課)	保育サービスに伴う利用者からの苦情の解決のため、保育園における苦情解決体制の充実を図ります。



3. 子育てに関する情報・相談の充実

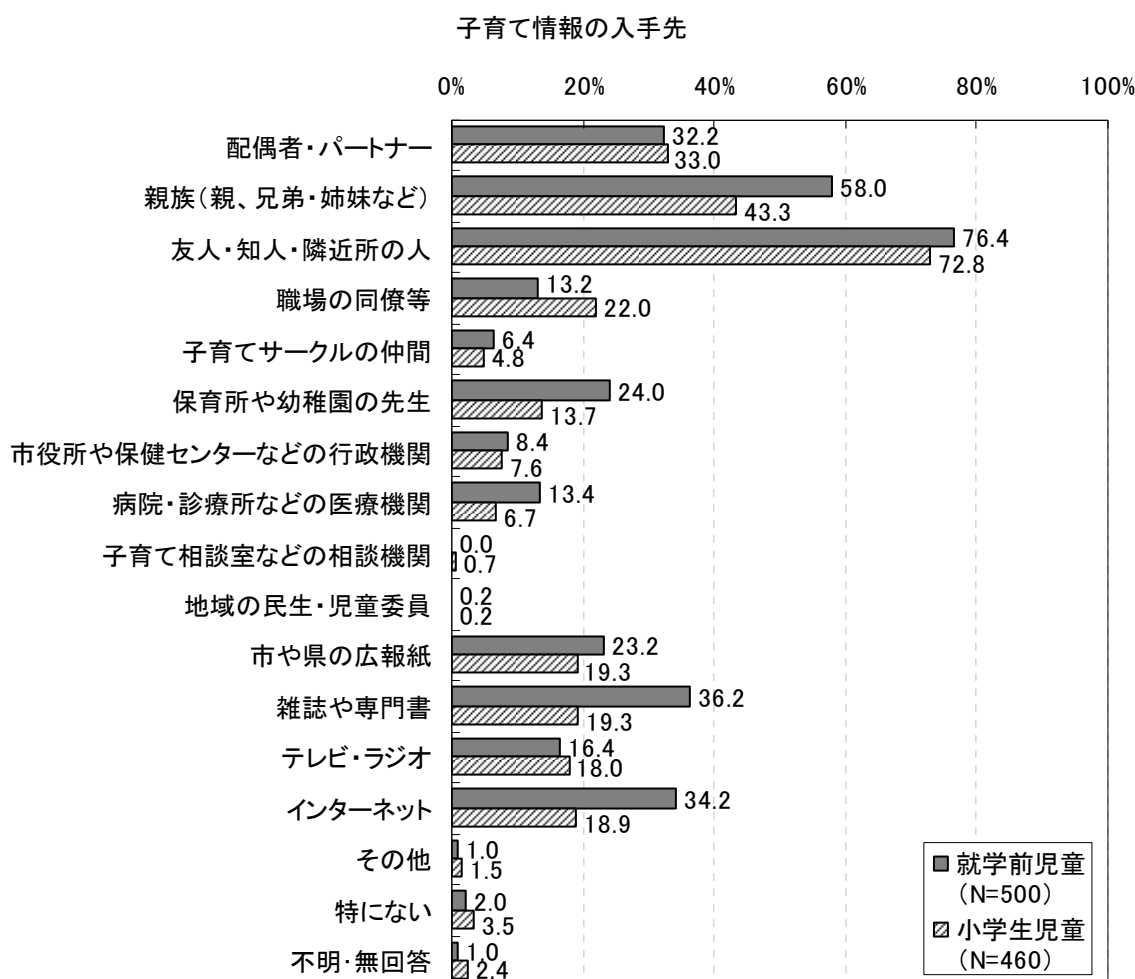
(1) 子育て情報の充実

【現状と課題】

市内では、保育園や幼稚園をはじめ、地区保健推進員、民生委員・児童委員、主任児童委員などにより幅広く子育て支援活動が行われており、その活動とあわせて子育て支援情報も提供されています。また、子育て情報紙を作成し、広報紙などとあわせ、市民への周知に努めています。

アンケート調査結果では、子育てに関する情報の入手先として、身内や近所の人以外で「市や県の広報紙」「雑誌や専門書」「テレビ・ラジオ」「インターネット」などが比較的高い数値となっています。

こうした点を踏まえ、誰もが子育て情報をいつでも取り出し利用できるよう、さまざまな媒体を活用し、情報提供の充実を図っていくとともに、子育て家庭が子育てに関する情報が得られるという場を整備していく必要があります。

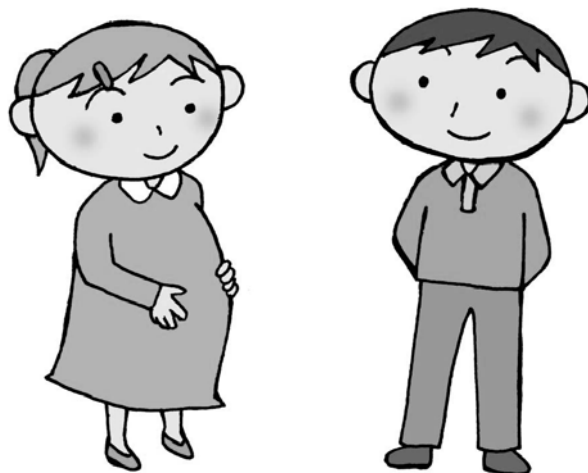


【施策の方向】

妊娠・出産・育児までの幅広い情報や、保健福祉サービスについて情報を的確に得ることができるよう、提供体制の充実を図ります。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
情報提供の推進 (子育て支援課)	広報紙等により積極的に子育てに関わる幅広い情報提供を図ります。
子育て情報紙・子育てマップの作成 (子育て支援課)	子育て中の親子が楽しく地域の催しに参加できるよう、本市及び周辺施設のイベント情報などを掲載した情報紙・マップを作成し、周知を図ります。
インターネットの活用 (子育て支援課)	市広報や子育て情報紙等と連携を図りながら、インターネットを活用し、子育て支援のホームページの充実に努めます。また、希望者にはパソコンや携帯電話へ子育て情報のメール配信を行います。
子育て情報窓口の充実 (子育て支援課)	子育て支援に関する情報を提供できるよう、地域子育て支援センターのなかの情報窓口を充実させます。



(2) 子育て相談体制の充実

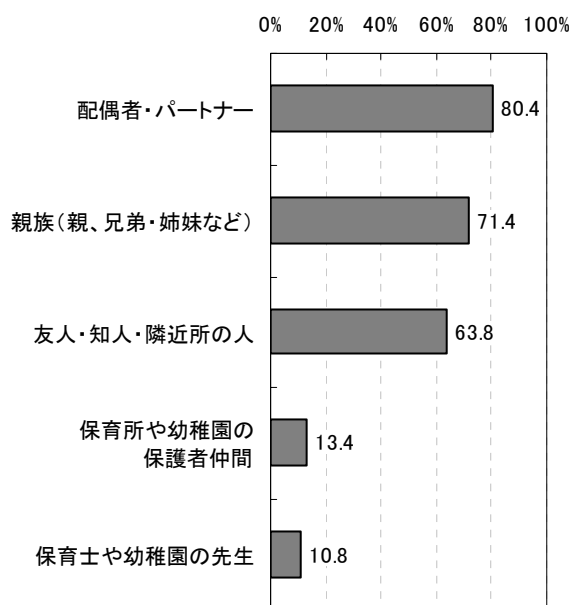
【現状と課題】

子育てに自信を持ってない親や、身近に子育ての悩みを相談する相手が見つからない親が増えているなかで、身近なところで気軽に相談できる場や機会が求められています。アンケート調査結果では、子育ての相談相手は配偶者や親族、隣近所の人、知人・友人といった自分の身近な人に相談する親がその大半を占めています。さまざまな情報があふれるなかで、子育て家庭が的確な情報を得ることができるよう、また、専門的な相談にも対応できる体制が必要となっています。

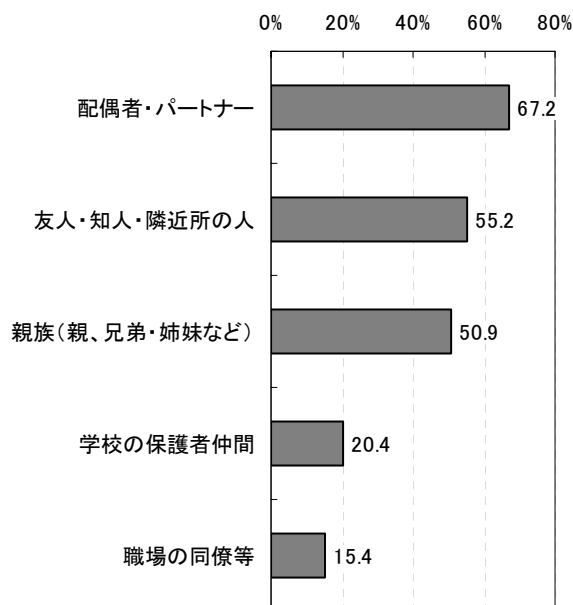
本市では、健康増進課による母子相談事業をはじめ、子育て支援課による家庭児童相談室、地域子育て支援センターや各保育園に相談窓口をおき、各地域においては民生委員・児童委員、主任児童委員などがそれぞれ相談活動を行っています。

今後は、これらの相談窓口を活用した相談業務や相談員等による相談活動を引き続き行うとともに、近年、より複雑・多様化してきた相談に対応するため、総合的な相談窓口や相談員が必要となっています。

【就学前児童】子育てに関する相談相手
上位5項目 (N=500)



【小学生児童】子育てに関する相談相手
上位5項目 (N=500)



■家庭児童相談件数

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
相談件数 (件)	2,606	2,506	2,401	2,613	2,551

資料：子育て支援課

■相談内訳（平成20年度）

単位：件

相談種別		相談件数	相談種別	相談件数
性格・生活習慣等		80	非行	24
発達・言語		8	家族関係	462
			虐待	656
			その他	
学 校 生活等	人間関係	46	環境福祉	913
	不登校	84	障がい	145
	その他	36	その他	97
合 計				2,551

【施策の方向】

子育て家庭が気軽に安心して相談することができるよう、各種相談窓口や相談活動の充実を図るとともに、子育て支援課に子育て支援に関する総合的相談窓口の設置を検討します。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
各種相談窓口の充実 （関係各課）	これまでの各種子育て相談窓口は、引き続き子育ての身近な相談窓口としての充実を図ります。
相談員の資質の向上 （子育て支援課）	相談内容の変化や複雑化に対応するため、関係機関との連携を図りながら、研修会への参加等により相談員の資質の向上に努めます。
総合的相談窓口の整備 （子育て支援課）	各種相談窓口との連携を強めるなかで、子育て支援課に子育て支援に関する総合的相談窓口の設置を検討します。



4. 児童の健全育成

(1) 児童ホームの充実

【現状と課題】

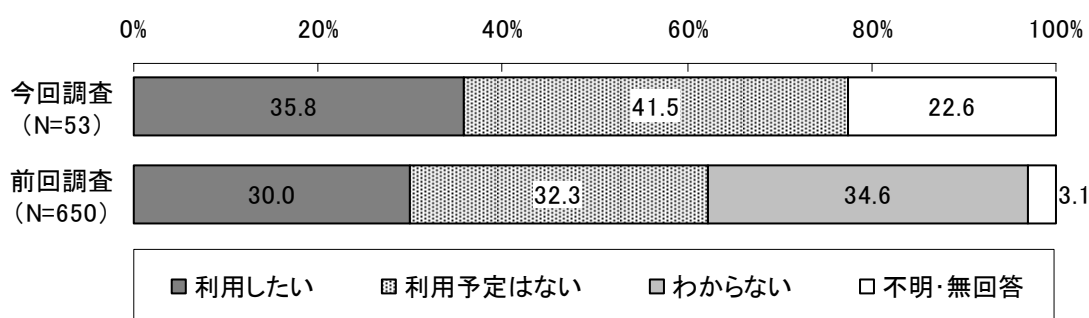
児童ホームは、保護者の就労等により放課後留守家庭となる児童の健全育成を図ることを目的として設置され、放課後や土曜日、長期休暇中の遊びや生活の場として利用されています。平成15年度に8カ所であった児童ホームは、平成22年3月現在17カ所となり利用者は約1.9倍に増えています。

こうした状況のなか、多くの児童ホームは定員を超えて運営しており、地域によっては利用児童の増加が続いています。

アンケート調査結果では、小学校に入学したら児童ホームを利用したいかどうかについて、35.8%が「利用したい」としており、前回の調査と比較しても入所の意向は高まっています。

こうした利用ニーズを踏まえながら、各児童ホームの利用状況に応じ増築等により定員の増加を図るとともに、学校適正配置に伴う統廃合後の学区への設置や未設置学区への対応が求められます。

【就学前児童】小学校入学後の児童ホーム利用意向



※「わからない」は前回調査のみの選択項目

■児童ホームの利用者数

単位：人

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
中台児童ホーム	41	47	53	62	67
三里塚児童ホーム	27	28	35	43	48
玉造児童ホーム	64	51	43	55	62
平成児童ホーム	96	106	82	77	86
新山児童ホーム	42	46	46	46	47
成田児童ホーム	50	48	58	46	58
本城児童ホーム	26	27	28	40	54
加良部児童ホーム	53	71	71	72	83
橋賀台児童ホーム	30	35	41	44	47
吾妻児童ホーム	—	25	29	29	45
小御門児童ホーム	—	18	21	20	21
川上児童ホーム	—	36	60	54	33
公津の杜児童ホーム	—	—	61	78	83
美郷台児童ホーム	—	—	—	35	49
久住児童ホーム	—	—	—	—	14
津富浦児童ホーム	—	—	—	—	28
豊住児童ホーム (H21～)	—	—	—	—	—

資料：保育課

【施策の方向】

児童ホームは、地域の実情や利用ニーズを踏まえながら整備を推進するとともに、あわせて指導員の資質の向上に努めます。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
児童ホームの整備 (保育課)	既存児童ホームの利用児童数の増加に伴う定員枠の拡大を図る一方、児童ホームは小学校区に1ヵ所あることが望ましいことから、学校適正配置に伴う新たな学区への設置及び未設置学区への対応等、利用ニーズを踏まえながら整備を進めます。
指導員の資質の向上 (保育課)	子どもの心身の健全な育成を図り、遊びを指導できるよう、指導員の養成や資質向上及び専門性を高めるため、指導員等の情報交換会や研修機会の充実に努めます。

(2) 体験・交流事業の推進

【現状と課題】

子どもの数の減少により、子ども同士の交流の機会も減少し、かつてのように他者との交流を通じて社会性を育む機会が少なくなっています。

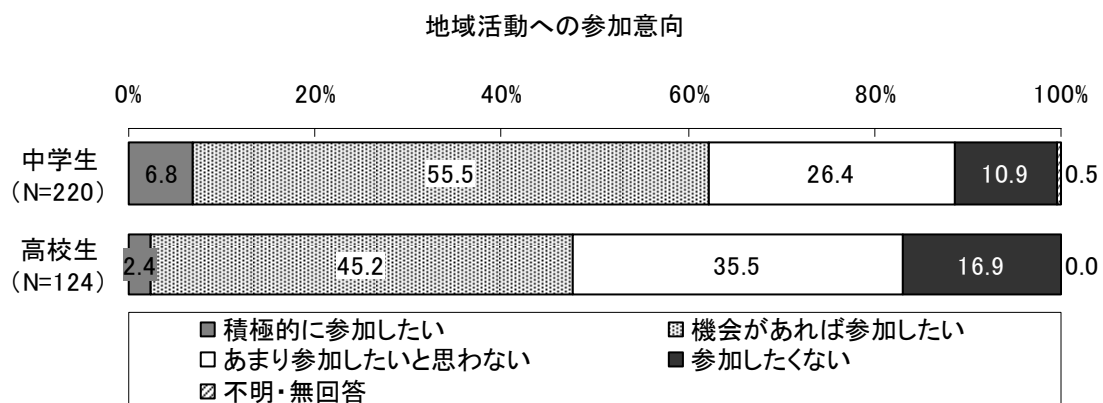
このような状況を踏まえて、子どもが利用するさまざまな施設間の交流活動支援や多彩な地域活動への参加を通じて、子どもたちが他者の個性や考え方を理解する力を育むことのできる環境づくりが必要です。

また、中高生が自発的に集い交流できるような場など年代や目的に応じた場の確保が重要となっています。

中高生を対象としたアンケート調査結果では、今後地域活動に参加したいかについて、中学生の約6割、高校生の約5割が積極的あるいは機会があれば参加したいとしています。そのため、週末等にすべての子どもを対象として、地域の協力を得て児童が自主的に参加し、遊びや学習、さまざまな体験活動、地域住民や世代間交流活動を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進するとともに、こうした活動をリードする人材の育成と発掘にも取り組む必要があります。

本市では、小学校区を単位として地域の子どもたちを対象とした、成田わくわくひろばや、小学校の余裕教室等を活用した放課後子ども教室を開催し、子どもたちが遊びや学習を通して交流できる場を提供しています。また、成田国際文化会館を拠点とした「ヤングスペースなりた」、公民館による「子ども体験学習セミナー」などを通して、子どもや親子の自然体験活動、子どもの芸術文化、交流活動等の各種教室やイベントを実施しています。

とりわけ、公民館は地域における生涯学習の場であることから、地域の特性に応じ、地域の人たちが気軽に参加できる子育て支援事業を拡充していく必要があります。



【施策の方向】

各種教室や広場の開催により放課後等において、子どもが安全で健やかに活動できる場所としての子どもの居場所づくりを推進します。

また、子どもたちの体験・交流機会の提供や地域特性に応じた活動の促進を図ります。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
子どもの居場所づくり (子育て支援課) (生涯学習課)	子ども館1階の「ふれあいひろば」を小・中高校生が気軽に集い、交流できる居場所として活用します。また、市内の小学生を対象とした成田わくわくひろばや、小学校の余裕教室等を活用した放課後子ども教室を開催し、子どもたちが遊びや学習を通して交流できる場を提供します。
児童館の整備 (子育て支援課)	子どもたちに健全な遊びの場や機会を提供し、子どもたちの発達を支援する場として児童館の整備を検討します。
子どもの体験学習・交流事業の充実 (生涯学習課)	成田国際文化会館を拠点とした「ヤングスペースなりた」による交流体験事業や公民館による「子ども体験学習セミナー」など、さまざまな体験学習の機会を拡充し、子どもたちの体験活動や異年齢の人たちとの交流を促進します。また、成田市子どもセンター発行の情報紙「なりきち」等を通じ、情報の提供に努めます。
子ども会活動の促進 (生涯学習課)	子ども同士の交流や世代間交流など多様な交流を通じて相互の理解を深めながら、健やかにたくましく成長することを旨とする子ども会活動を促進します。



(3) いじめや不登校などへの対応

【現状と課題】

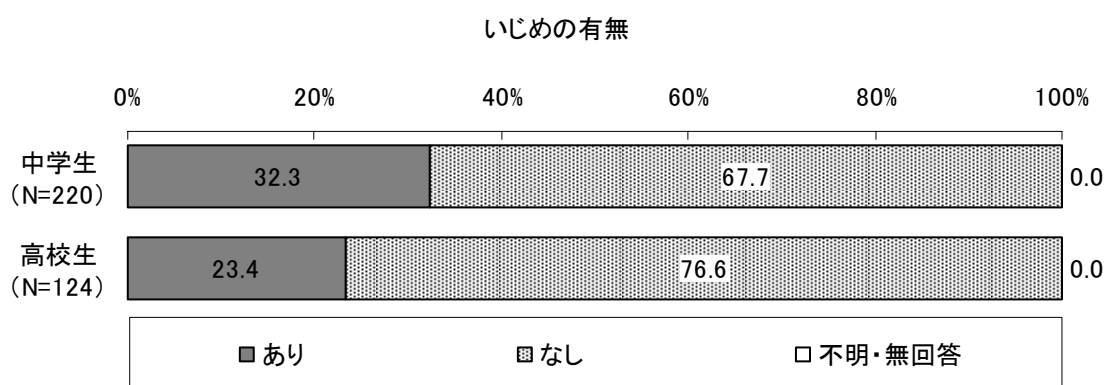
全国的にいじめ、不登校、暴力行為といった児童生徒の問題行動等が増加し、子どもの心の問題への対応が緊急の課題となっています。

特に最近では、インターネット上のいじめなども社会問題化しているため、関係機関と連携しながら対応していくことが求められています。

中高生を対象としたアンケート調査の結果からは、周りにいじめがあるかどうかについて2割から3割前後の中高生がいじめはあるとしています。

本市では、こうしたいじめや不登校などに関して、教育相談室や家庭児童相談室の相談活動や家庭児童相談室に設置したこども110番の電話相談活動、教育支援センター（ふれあいる一む21）による学校復帰を目指した指導にあわせ、各中学校にはスクールカウンセラー、拠点となる小学校には教育相談員を配置し、気軽に相談できる体制づくりを進めています。

今後は、子どもの心の問題に関して子ども一人ひとりの立場に立って、早い時期からきめ細やかなカウンセリングを行う相談活動や指導の充実が必要となっています。



【施策の方向】

いじめや不登校などの悩みを抱える子どもやその保護者に対する相談・指導体制のさらなる充実を図ります。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
相談体制の充実 (教育指導課) (子育て支援課)	子どもや保護者が気軽に相談できるよう、教育相談室や家庭児童相談室の相談活動の充実及び、こども110番の電話相談活動の周知を図ります。
教育支援センターの充実 (教育指導課)	教育支援センターの機能を充実させ、不登校の子ども一人ひとりの実態に即した支援に努めます。
スクールカウンセラー・教育相談員の活用の充実 (教育指導課)	いじめ、不登校等への対応、問題行動等の防止に向けて、スクールカウンセラー・教育相談員と教師との一層の連携を図ります。

5. 経済的支援の充実

【現状と課題】

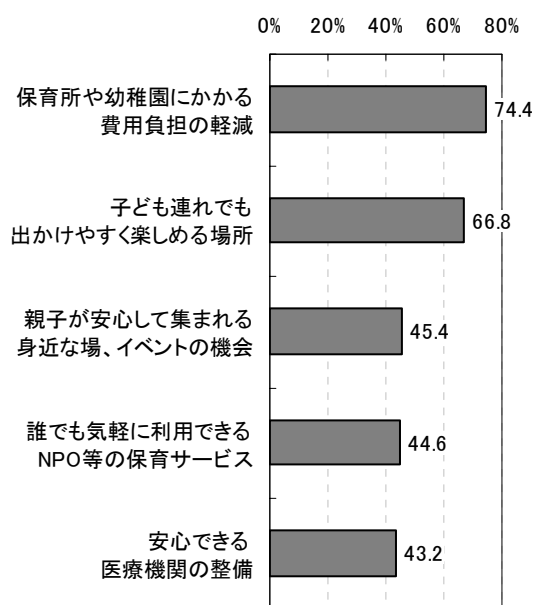
全国的な調査において、出生率低下の大きな原因として子育て費用の負担が大きいからという理由が挙げられており、子育て家庭の経済的負担の軽減が求められています。

アンケート調査結果でも、充実してほしい子育て支援施策として、保育や教育にかかる費用負担の軽減を求める声は上位を占めています。

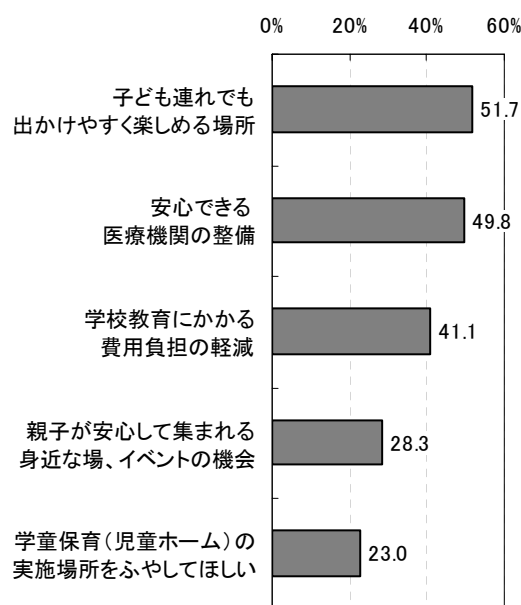
本市では、子育てに対する経済的な支援策として、児童手当、乳幼児・小学生医療費の助成、幼稚園の就園補助などを実施していますが、子どもの医療費助成を中学生まで拡大することが望まれています。

また、これらの制度について周知を図り、保育料や教育費などに関わる負担の軽減に努めていく必要があります。

【就学前児童】充実してほしい子育て支援施策
上位5項目 (N=500)



【小学生児童】充実してほしい子育て支援施策
上位5項目 (N=460)



■児童手当等の支給状況

単位：人、千円

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
児童手当支給延べ児童数	78,871	85,116	128,018	137,785	142,105
児童手当支給額	434,670	467,730	704,205	899,355	951,650
児童扶養手当延べ受給者数	2,105	2,268	2,639	2,904	2,922
児童扶養手当支給額	328,875	346,838	403,527	440,466	440,274
乳幼児医療費助成額	87,472	123,283	216,248	257,464	231,546
小学生医療費助成額	—	—	—	—	62,396

資料：子育て支援課

【施策の方向】

子育て中の家族の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費助成の中学生までの拡大について検討するとともに、子どもと家庭の状況に応じて、子ども手当など子育て家庭への経済的支援に努めます。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
子どもの医療費の助成・拡大 (子育て支援課)	乳幼児や小学生を対象に実施している通院・入院・調剤の医療費助成を、中学生までの助成拡大を検討します。
子ども手当等の支給 (子育て支援課)	子ども手当や母子・父子家庭等への児童扶養手当、また、遺児等手当などを支給し、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を図ります。
幼稚園就園の補助 (保育課)	私立幼稚園に通園する児童の保護者に対し、保育料の一部を補助し、保護者の経済的負担を軽減することにより、就園の奨励を図ります。
通学費等の補助 (教育指導課)	遠距離通学児童生徒の通学費や修学旅行経費の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
児童生徒の就学援助 (学務課) (教育指導課)	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助を行います。
教育資金の利子補給 (教育総務課)	高校・大学等の進学において、国の教育ローンを利用した場合、その返済利子の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1 子どもや母親の健康の確保

- (1) 妊娠中の健康の確保
- (2) 乳幼児の健康診査の充実
- (3) 訪問指導の充実
- (4) 育児相談等の充実

2 食育の推進

- (1) 食育の啓発
- (2) 学校等における食育の推進

3 思春期保健対策の充実

- (1) 学校保健の充実
- (2) 心の問題への対応

4 小児医療の充実

1. 子どもや母親の健康の確保

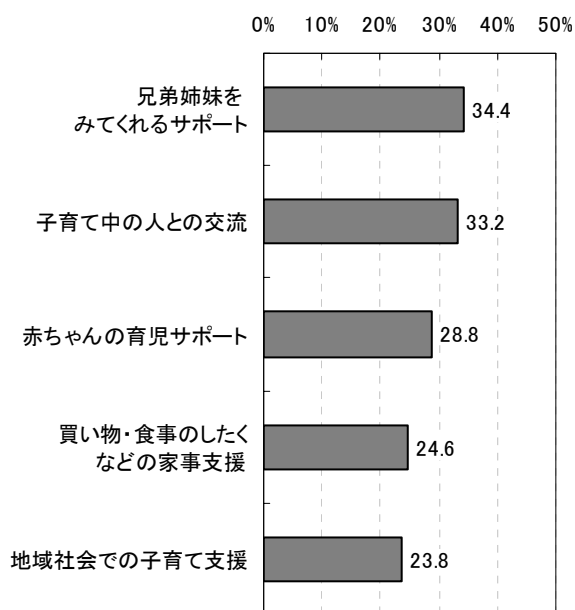
(1) 妊娠中の健康の確保

【現状と課題】

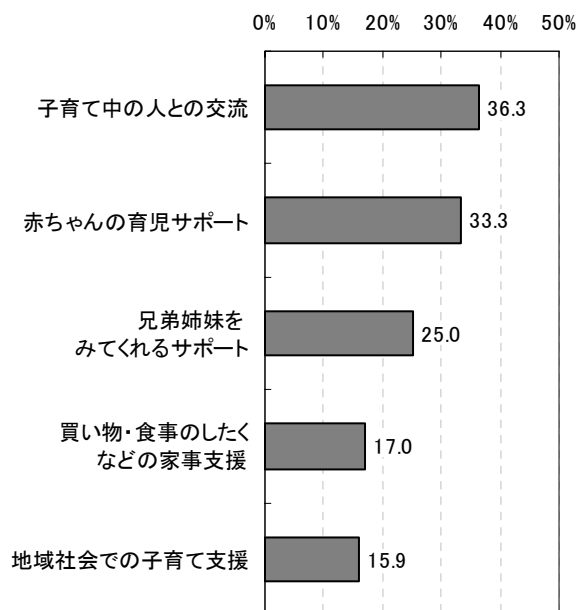
妊娠中の健康確保については、母子健康手帳交付時に子育て支援に関する情報を提供するとともに、妊婦・乳児一般健康診査として医療機関において実施する健診の費用を助成し、安全な出産と健康な子どもの成長支援に努めています。また、母親学級やパパママクラス、育児相談などを開催し、妊娠、出産、育児に関する不安の軽減や、夫婦で協力していくことの大切さなどを学習する機会を提供しています。特に、夫婦で参加するパパママクラスの土曜日開催への参加率が高くなっています。

アンケート調査結果では、乳幼児期に必要なサービスとして、「子育て中の人との交流」や「赤ちゃんの育児サポート」など、就学前児童保護者、小学生児童保護者とも上位を占める5項目の傾向はほぼ同じとなっています。

【就学前児童】乳幼児期に必要なサービス
上位5項目 (N=500)



【小学生児童】乳幼児期に必要なサービス
上位5項目 (N=460)



■母親学級の受講者数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
妊娠届（人）	1,173	1,292	1,441	1,423	1,532
初妊婦（人）	634	659	728	733	784
受講者数（人）	250	261	275	270	260
受講率（受講者数÷初妊婦）（％）	39.4	39.6	37.8	36.8	33.2

資料：健康増進課

■沐浴教室参加者数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
参加者数（人）	423	409	367	371	372
うち夫の参加者数（人）	199	200	176	181	183
参加率（％）	91.7	98.5	92.6	96.3	98.4

資料：健康増進課

【施策の方向】

妊娠中の健康は、胎児への影響も大きく、安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう、母子健康手帳交付時から母子保健対策の充実を図ります。

また、妊婦同士の交流を深めるとともに、出産・育児の知識の普及に努めます。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
情報・学習機会の提供 （健康増進課）	母子健康手帳交付時や母親学級等の事業を通して、子育てに関する情報提供を行うとともに、妊婦同士の交流を深めます。
学級等の充実 （健康増進課）	パパママクラスを継続し、父親の育児参加を促進し、母親の育児の孤立化を防ぎます。
相談と訪問指導の充実 （健康増進課）	妊娠・出産に関する安全性を確保するため、電話や面接による相談をします。
妊婦健康診査の充実 （健康増進課）	妊娠中の経済的負担を軽減し、安心して妊娠が継続できるように健康診査の助成を5回から14回に拡大し、あわせて自己負担分の助成を行います。
健康づくり運動「健康ちば21」の推進 （健康増進課）	一人ひとりが、健康づくりの大切さを十分に理解し、自発的に取り組める事業を実施します。

(2) 乳幼児の健康診査の充実

【現状と課題】

乳幼児の健康診査は、疾病や障がいの早期発見・早期対応を図るため、1歳6か月児、3歳児を対象に実施しており、2歳児には歯科健診や希望者へのフッ化物歯面塗布を実施しています。また、この健診では、乳幼児の運動面、精神面の発達の確認と生活習慣の自立、栄養、口腔衛生等についての助言を行っています。

一方、健診により経過観察が必要となった子どもや育児不安を持つ親に対しては、保健師等による家庭訪問や心理相談、たんぽぽ教室への参加を勧めています。

また、ことばの遅れ、聞こえの問題、発音の濁りなどによりコミュニケーションがうまく取れない幼児に対し、「ことばの相談室」を実施しています。しかし年々通所者が増え、相談体制が十分にとれなくなっていることから、個別のフォロー体制の充実が課題となっています。

■健康診査の状況

1歳6か月児

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
対象者数(人)	1,154	1,141	1,255	1,302	1,351
受診者(人)	1,024	1,027	1,153	1,200	1,252
受診率(%)	88.7	90.0	91.9	92.2	92.7

3歳児

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
対象者数(人)	1,053	1,060	1,277	1,266	1,269
受診者(人)	902	908	1,088	1,099	1,091
受診率(%)	85.7	85.7	85.2	86.8	86.0

2歳児歯科健診

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
対象者数(人)	1,186	1,108	1,263	1,254	1,315
受診者(人)	799	846	929	931	1,014
受診率(%)	67.4	76.4	73.6	74.2	77.1

資料：健康増進課

【施策の方向】

乳幼児の健康診査で疾病や障がいの早期発見、早期対応に努めると同時に、母親への育児支援の場として、健康診査や健康診査実施後のフォロー体制の充実に努めます。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
健康診査の充実 (健康増進課)	高受診率を維持し、各成長段階に合わせた健康診査を行い、精密検診の受診につなげます。
健診後のフォロー体制の充実 (健康増進課)	経過観察の必要な親子に対し、心理相談、たんぽぽ教室、ことばの相談室での相談、指導、家庭訪問等を行うとともに、関係機関と連携し、継続した支援に努めます。

(3) 訪問指導の充実

【現状と課題】

新生児訪問指導は、母子健康手帳についている「赤ちゃんお誕生連絡票」や電話等で相談があった場合、助産師が訪問し育児不安等の軽減に努めています。また、「赤ちゃんお誕生連絡票」が来ない家庭に対しては保健師が訪問し全数把握に努めています。

この事業は、出産後最初に関わるサービスであり、育児に不安や心配を抱える母親に継続して関わるができるなど、母親の育児支援として重要な役割を果たしています。しかし、「赤ちゃんお誕生連絡票」は充分活用されているとはいえず、さらに普及活動に努めます。

【施策の方向】

こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問事業）の周知に努めるとともに、育児支援が必要な母親に対しては、状況に応じ保健師が医療機関等との連携を図りながら、継続して訪問指導に努め、フォロー体制の充実を図ります。また、保育園において歯科健康教育の充実を図ります。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
こんにちは赤ちゃん事業 (新生児訪問事業)の周知徹底 (健康増進課)	こんにちは赤ちゃん事業の周知徹底を図り、育児不安や疾患等を抱える産婦や新生児に早期に関わるよう努めます。
訪問後のフォロー体制の充実 (健康増進課)	訪問後の結果について、医療、福祉等との連携を図り、フォロー体制の充実を図ります。
歯科健康教育の充実 (健康増進課・保育課)	歯と口の健康は、生涯にわたる心身の健康にも影響することから、歯科医師・歯科衛生士の協力を得て、保育園において歯磨き指導や食育も含めた健康教育・歯科健診を実施し、保護者や子どもが口腔衛生に関心を持てるよう継続した支援に努めます。

(4) 育児相談等の充実

【現状と課題】

核家族化や地域社会における連帯感の希薄等、子育てを取り巻く環境は変化しています。特に新生児期から乳児期においては、子どもの発達がめざましく、個人差がでてくる時期でもありながら、育児について身近に相談できる人が少ない状況があります。

このため、4か月赤ちゃん相談では、個別相談を重視し、家族環境・生育歴などの状況を把握する一方、10か月赤ちゃん相談においては、歯科衛生士や栄養士等による集団指導と個別相談などを実施していますが、育児不安を持つ親や経過観察が必要となる子どもが増加しています。

また、本市の相談に来所できない方については、乳幼児の健康診査受給券を利用するように勧めています。

■育児相談の状況

4か月児

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
対象者数(人)	1,146	1,009	1,248	1,393	1,371
相談者数(人)	959	923	1,039	1,124	1,133
来所率(%)	83.7	91.5	83.3	80.7	82.6

10か月児

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
対象者数(人)	1,128	1,044	1,304	1,345	1,332
相談者数(人)	924	909	1,016	1,044	1,029
来所率(%)	81.9	87.1	77.9	77.6	77.3

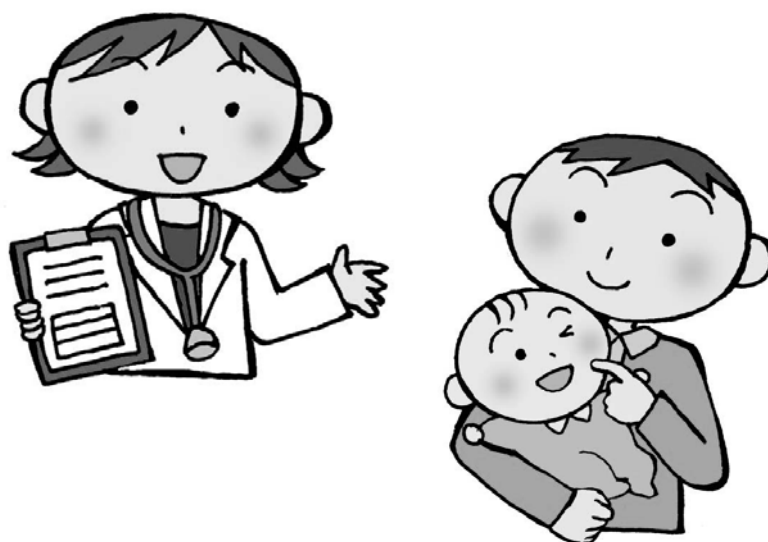
資料：健康増進課

【施策の方向】

子育てに関する不安や悩みを抱えている親、また乳幼児健診によりフォローが必要な子に対し、ことばの相談室、簡易マザーズホーム等と連携を図り、子育て支援に努めます。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
育児相談の周知徹底 (健康増進課)	個人通知や広報に掲載し、育児相談の周知徹底を図ります。
育児相談の充実 (健康増進課)	個別相談や歯科・栄養相談の場では相談しやすい場づくりに努めるとともに、待ち時間を活用して母親や子ども達の交流の場を設ける等、事業の充実に努めます。
相談後の継続支援 (健康増進課)	相談後の継続支援として、育児支援の場としてのたんぽぽ教室やことばの相談室、また、簡易マザーズホーム、関係各課との連携を図り、継続した支援体制の推進を図ります。
乳幼児健全発達支援会議 の開催と情報の共有化 (健康増進課)	子どもの健全育成及び障がい児療育対策の充実に向け、保健・福祉・教育の現場の職員による支援会議を開催するとともに、情報の共有化を図ります。



2. 食育の推進

(1) 食育の啓発

【現状と課題】

近年、食生活をめぐる環境が大きく変化し、その影響が顕在化しており、栄養の偏りや不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加等さまざまな問題が生じています。

食事は生きるための基本であり、欠食、偏食、孤食など、食生活の乱れはキレる子どもやアレルギー性疾患の増加、生活習慣病の低年齢化などと深い関係があるとされ、子どもの心と身体の問題に関して、食育への期待が高くなっています。望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成することにもなり、食の見直しと啓発が必要となっています。

本市では、成田市食育推進計画を策定し、母親学級や赤ちゃん相談、乳幼児健診の際に保健師や栄養士等による講座の開催や栄養指導、調理実習などを行う一方、保育園・幼稚園では好ましい食習慣がつけられるよう、関係機関との連携を図りながら食育の啓発に努めていく必要があります。

【施策の方向】

成田市食育推進計画を策定し、妊娠期、乳幼児期、それぞれの発達段階にふさわしい食育の啓発をするとともに、保育園、幼稚園においてもふさわしい食育の啓発に努め、望ましい食習慣の定着や食を通じた心身の健全育成を図ります。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
成田市食育推進計画の策定・推進 (関係各課)	市民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育の推進に向けて、食育基本法に基づく成田市食育推進計画を策定・推進します。
妊娠期における食育の啓発 (健康増進課)	母親学級などを活用し、妊娠期における食生活や出産後の授乳などの指導を通じ、食育の啓発に努めます。
乳幼児期における食育の啓発 (健康増進課)	乳幼児期における食育は子どもの心と身体をつくる上で重要であり、赤ちゃん相談などを通して、正しい食事の摂り方や子どもの発達段階にあった食事の必要性について啓発に努めます。
保育園、幼稚園における食育の啓発 (保育課)	保育士、栄養士、看護師、調理員など多くの職種の連携のもと、食育に関わる体験、家庭で旬を感じる献立の提供、園児や家庭に向けて食を営む力の基礎を培えるよう、食育の啓発に努めます。

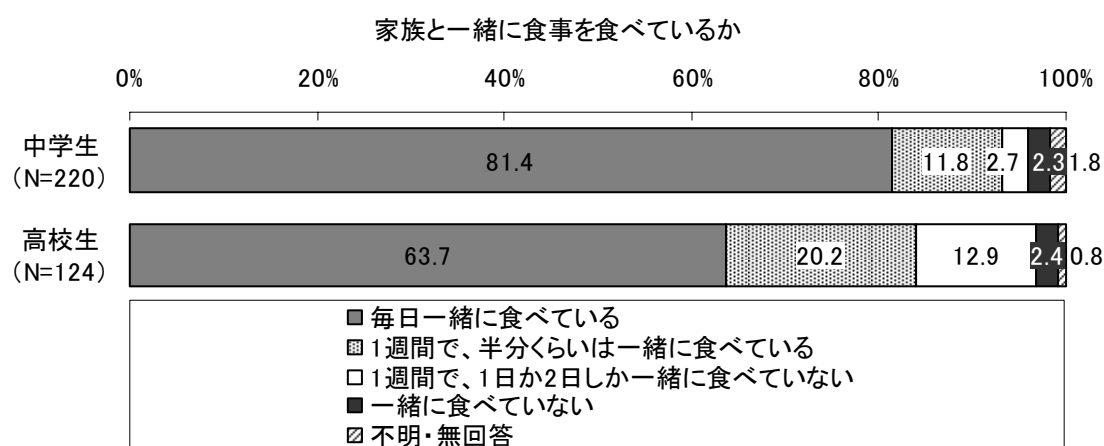
(2) 学校等における食育の推進

【現状と課題】

偏った栄養摂取や朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向等、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。

小・中学校における食に関する学習は、給食の時間や学級活動、家庭科の時間等、学校教育全体のなかで自らが健康管理を行えるような指導に努めています。しかし、一方では、食材の本来の姿を知らない子どもたちが増えており、実際に農作物を育てたり、調理する過程をみたりする体験が大切となっています。

中高生を対象にしたアンケート調査結果では、中学生では8割以上、高校生では6割以上が食事を「毎日家族と一緒に食べている」としていますが、一方で、子どもだけで食事をとることがある場合も2割から3割にのぼります。核家族化や共働きが進み、子ども一人で食べる孤食が増加しているため、食事を楽しいと感じられる機会を多くつくり、また、食に対する興味や関心を高めていく工夫が必要となっています。



【施策の方向】

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校における食育の学習を推進する一方、食育が非常に大切なものであることを確認し、地域と連携した食の学習機会の提供など、地域全体で食育に取り組めます。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
学校における食育の推進 (教育指導課)	学校においては給食の時間や家庭科及び学級活動など関連する教科を中心とした教育活動全体において、食に関する知識や関心、生産等にかかわる人々へ感謝する心等を醸成する学習・教育を推進します。
食に関する学習機会の確保 (関係各課)	地元の農家や商店などの協力を得て、農業の実体験などを行ったり、具体的に調理する機会を得たりする学習機会の確保に努めます。

3. 思春期保健対策の充実

(1) 学校保健の充実

【現状と課題】

社会の情勢がめまぐるしく変化し、子どもを取り巻く環境も従来とは大きく変化、多様化してきており、それに伴い、思春期の子ども達が抱える悩みの原因や内容も複雑で、全国的に十代の人工妊娠中絶、性感染症、性犯罪等の性に関する問題をはじめ、薬物乱用、喫煙、飲酒等も増加傾向にあります。

思春期における保健対策は、学校保健が中心となり実施されており、また、学校では心身の健康の保持・増進に力を入れるため、健康推進教員を配置しています。

今後、喫煙、飲酒、薬物乱用防止や性・エイズ教育など、計画的な指導を推進するとともに、家庭や地域、健康福祉センター（保健所）、医療機関との連携が大切となります。

【施策の方向】

学校保健において、児童生徒の心身の発達における健全で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙や飲酒、薬物乱用の防止や性に対する認識を深めるため、正しい知識の啓発に努めます。

また、学校教育活動のなかで子どもたちの心身の健康増進を図るべく、健康推進教員の配置を進め、健康教育の充実を図っていきます。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
健康に関する啓発・学習の推進 (教育指導課)	学校保健において、喫煙や飲酒、薬物などの有害性などについての知識の普及を図るとともに、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発に努めます。
子どもの健康づくりの推進 (学務課)	学校の教育活動全体を通じて、子どもの心身の健康づくりを推進するため、健康推進教員の活動などにより、健康についての実践力を高めます。
家庭や地域等との連携 (教育指導課)	家庭や地域、健康福祉センター（保健所）や医療機関との連携を強め、思春期の健康づくりを支援します。

(2) 心の問題への対応

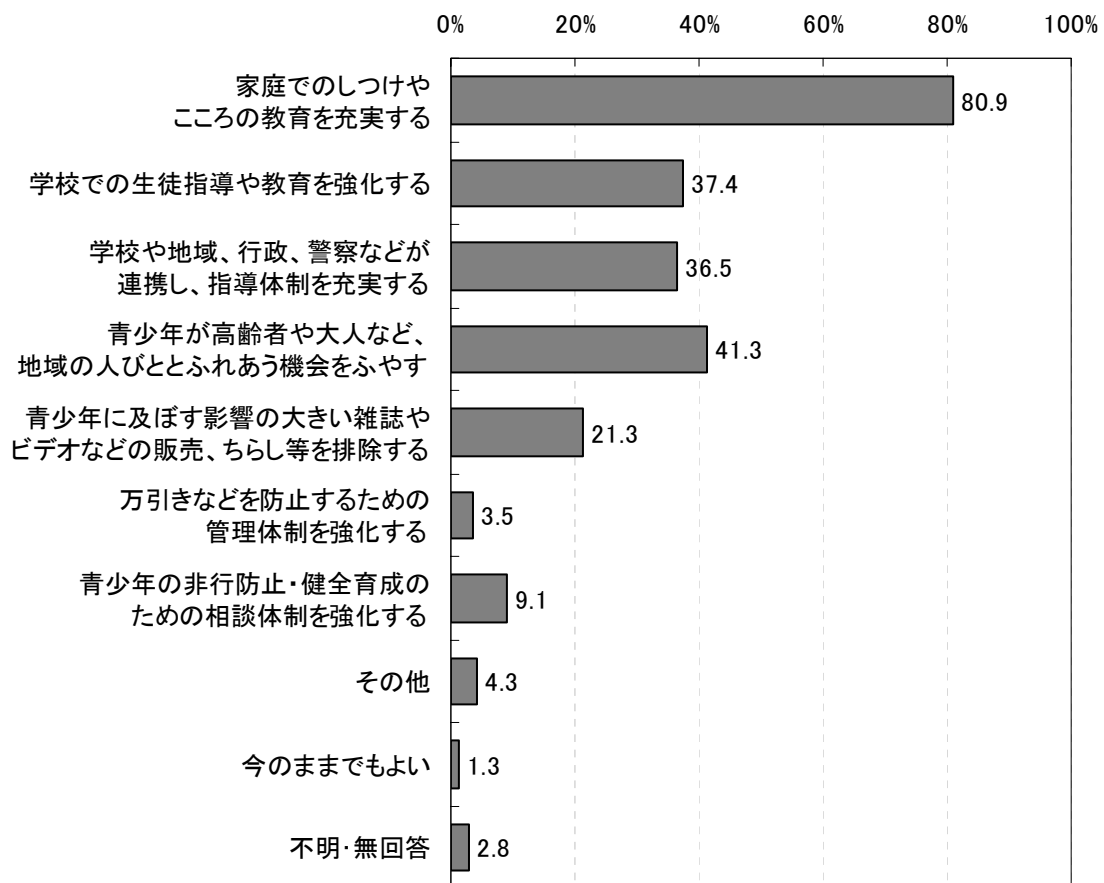
【現状と課題】

思春期は、人間の一生のなかで身体的、精神的にも発達が著しい時期であり、近年の社会環境の変化に伴い、いじめや不登校、ひきこもり、少年事件の多発など、思春期における心の健康に関わる問題が生じています。

小学生児童の保護者を対象にしたアンケート調査の結果からも、子どもの健全育成に力を入れるべきこととして「家庭でのしつけやこころの教育を充実する」が第1位に挙がっています。

このため、思春期の児童生徒の悩みに対する支援としては、精神保健充実に向け、精神科医師等の専門家を講師として派遣し、問題を抱える児童生徒に対する教師の対応や諸問題の解決の方策などの助言を行うなどして、心の問題に気軽に相談できる体制づくりを進めています。また、健康増進課においては、広く市民を対象とした精神科医師によるこころの健康相談を実施しています。さらに、家庭児童相談室でこども110番の電話相談を行っていますが、各関連機関や家庭、地域、学校でさらなる連携を図っていく必要があります。

【小学生児童】子どもの健全育成に力を入れること(N=460)

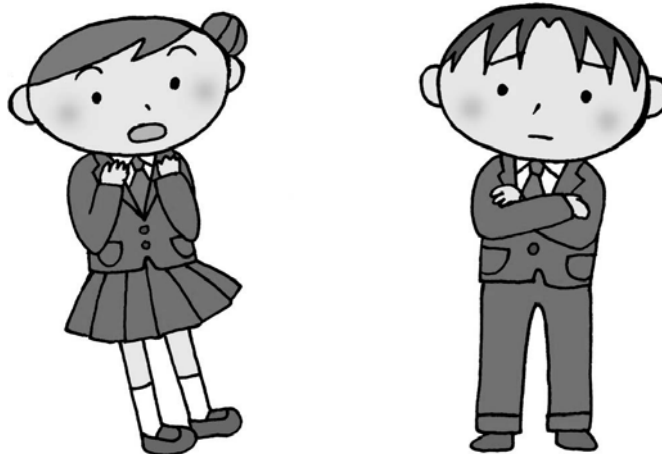


【施策の方向】

思春期に発生するさまざまな心の問題を抱えた子どもたちのために、心のケアに関する相談事業を充実するとともに家庭との連携や、教員・保護者を対象とした精神科医師等の専門家の派遣による支援事業を推進します。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
心のケアに関する相談・支援 (教育指導課) (健康増進課) (子育て支援課)	学校における相談活動や学校と連携した教育相談室や教育支援センターの指導充実に努めます。また、健康増進課では広く市民を対象としたところの悩みについて専門医師による個別相談を行い、問題解決に向け助言を行います。さらに、家庭児童相談室で行っているこども 110 番の電話相談の周知に努めます。
家庭等との連携 (教育指導課)	家庭との連携はもちろん、医療機関、児童相談所などと連携し、早期対応に努めます。
思春期の児童生徒の悩みに対する支援事業の推進 (教育指導課)	教員を対象とした精神科医師等の専門家を学校へ派遣し、問題解決の相談に応じます。



4. 小児医療の充実

【現状と課題】

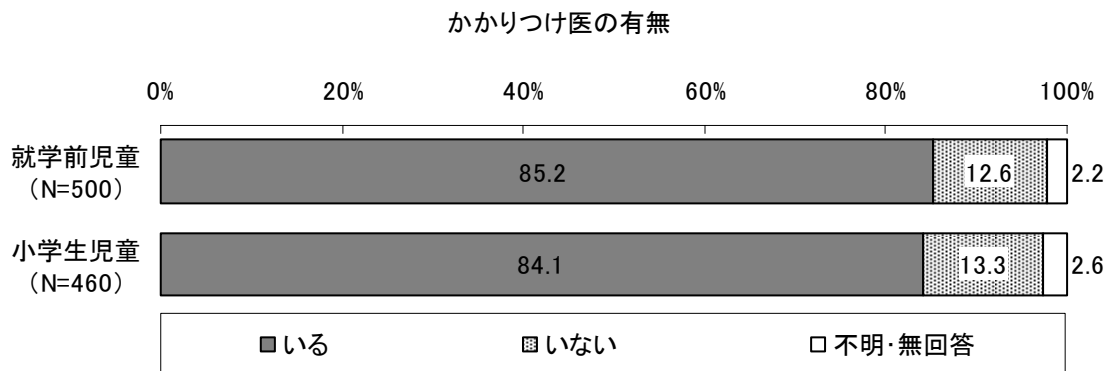
少子化が進むなか、安心して子どもを生み、乳幼児の生命を守り、健やかに育てることができる環境づくりのためには小児医療体制の充実が必要です。

アンケート調査結果では、8割以上の方がかかりつけ医がいるとしていますが、依然として1割強の方が「いない」状態です。

小児医療では、単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達についての相談、予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が求められています。

また、24時間・365日の対応が求められていることから、内科・小児科について、従来の夜間(午後7時から午後11時)開設とともに、平成22年1月から外科・歯科とあわせ休日における診療(午前10時から午後5時)を開始しました。

今後は、子育てしやすい環境をさらに整備するために、いつでも安心して質の高い医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医制度の普及に努めるとともに、成田赤十字病院等、関係機関との協力・連携を深めていく必要があります。



■ 予防接種受診の状況

単位：人

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
BCG	1,350	1,152	1,244	1,385	1,361
ポリオ	2,216	2,246	2,274	2,645	2,831
三種混合	4,597	5,144	6,135	6,192	6,202
麻しん	1,008	1,138	—	—	—
風しん	1,094	1,655	—	—	—
麻しん・風しん混合	—	—	1,876	2,310	4,076
日本脳炎	3,499	971	265	980	2,330

資料：健康増進課

■急病診療所における内科・小児科の状況

単位：日、人

診療科目	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	診療日数	患者数	診療日数	患者数	診療日数	患者数	診療日数	患者数	診療日数	患者数
内科・小児科	365	6,096	365	6,075	365	6,093	366	6,255	365	6,085

資料：健康増進課

【施策の方向】

日常的な診療や、健康管理を行ってくれる身近なかかりつけ医、かかりつけ歯科医制度の普及を図るとともに、乳幼児を感染症の疾病から守るための予防接種や専門医師による乳幼児発達健康診査等、地域の医療機関との協力・連携に努め、小児医療の充実を図ります。

また、子どもがいつでも安心して診療が受けられるよう広報紙等の活用により、市民へ急病診療所の周知を図るとともに、利用状況等を踏まえた診療体制を検討するなど急病診療所事業を推進します。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
小児医療体制の周知 (健康増進課)	かかりつけ医、かかりつけ歯科医制度の普及を図るとともに、子どもの急病時の対応、急病診療所の利用等に関するパンフレットを配布し、小児医療体制の周知に努めます。
予防接種の周知と促進 (健康増進課)	乳幼児を感染症の疾病から守るため、各種予防接種の周知に努め、促進を図ります。また、乳幼児の細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンや若年化している子宮頸がんを予防する子宮頸がんワクチンの接種費用の一部を助成します。
乳幼児発達健康診査の実施 (健康増進課)	運動神経発達、精神発達等について専門の医師が診察及び相談を行い、治療に向けた早期対応に努めます。
急病診療所事業の推進 (健康増進課)	広報紙等の活用により、市民へ急病診療所の周知を図るとともに、利用状況等を踏まえた診療体制を検討するなど急病診療所事業を推進します。
医療相談ほっとライン事業 (健康増進課)	健康や医療、子育てなどの悩みを解消するため、24時間365日無料で医師や保健師等が保護者などのさまざまな悩みについて電話でアドバイスをを行います。

第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成

- (1) 子育てに関する意識啓発
- (2) 乳幼児とのふれあい

2 幼児教育の充実

- (1) 幼稚園教育の充実
- (2) 幼稚園、保育園、小学校の連携

3 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

- (1) 少人数教育の推進
- (2) 特色ある学校教育の推進

4 家庭や地域の教育力の向上

- (1) 家庭教育の充実
- (2) 地域教育力の向上

1. 次代の親の育成

(1) 子育てに関する意識啓発

【現状と課題】

世代を通して子育てを学ぶ機会が減少しており、また、地域社会の子育て機能も低下していることから、子育てを社会全体で支援していくことの必要性について、あらゆる機会を通じての普及・啓発が求められています。

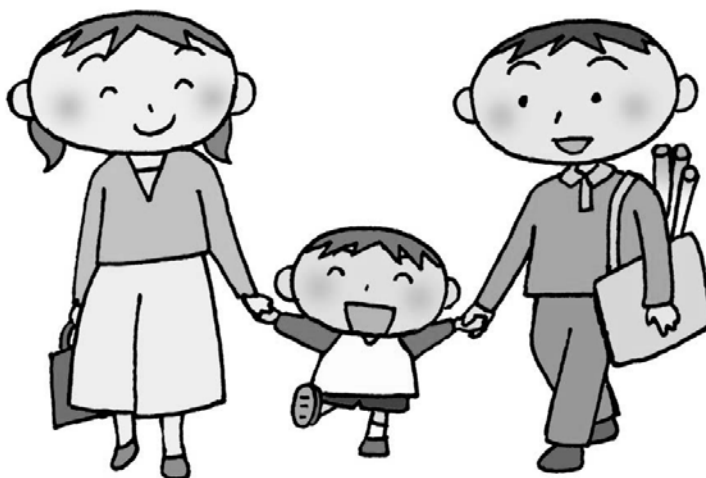
また、中学生や高校生等これから親になっていく世代が赤ちゃんを抱いたり、幼い子どもの面倒をみる機会が少なくなっているなかで、子育てに関する意識の醸成のためにも、乳幼児とふれあう機会を広げる取組が必要となっています。

【施策の方向】

地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高めるため、市広報等を活用し、子育てを広く社会全体で支援する意識の啓発に努めるとともに、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義や、子どもや家庭の大切さを理解できるよう支援します。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
子育てへの意識啓発 (子育て支援課)	子育てを広く社会全体で支援する必要性について、広報紙やホームページの活用などにより意識啓発を図ります。
若い世代の意識づくり (子育て支援課)	中学生・高校生・大学生等に対して、子育てや子どもの育成に関わるボランティア活動への積極的な参加を促進し、子育てに対する意識の醸成に努めます。



(2) 乳幼児とのふれあい

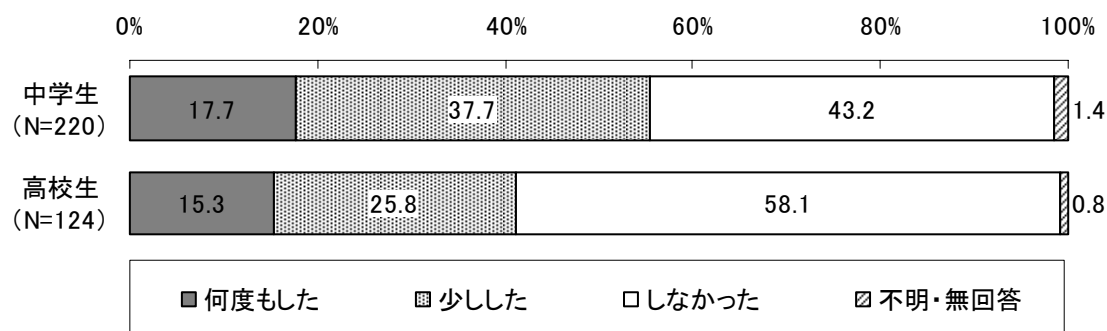
【現状と課題】

少子化や核家族化の影響で兄弟姉妹の数が少なく年齢の低い弟や妹の世話をしたり、地域社会のつながりの希薄化などにより近所の子どもと遊んだり、乳幼児とふれあう機会が少なくなっています。そのため、乳幼児にふれたり、子どもの世話をしたりする機会のないまま大人になる子どもが増えています。

中高生を対象にしたアンケート調査では、年下の子どもと勉強、スポーツ、遊んだりした経験があるのは半数前後です。

乳幼児とふれあったり、子どもの世話をすることは、いのちの大切さや母性・父性への理解を高めるとともに、将来結婚し、子育てに関わった時の貴重な予備体験とし、育児不安や虐待予防にもつながります。このため、こうした体験ができる機会を積極的に提供していくことにより、思いやりの心や、将来親になることへの自覚を醸成することが必要となっています。

年下の子どもに勉強やスポーツなどを教えたり、子どもと遊んだりした経験



【施策の方向】

地域子育て支援センターや「子ども館」における赤ちゃんとのふれあい事業のほか、小・中学校の体験学習を通して保育園や幼稚園の園児との交流を推進します。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
ふれあい交流事業の推進 (子育て支援課)	小・中高生と乳幼児の自然なふれあいを推進するために、地域子育て支援センターや子ども館を活用し、また、小・中学校の体験学習を通して、保育園や幼稚園の園児とのふれあい交流事業を推進します。

2. 幼児教育の充実

(1) 幼稚園教育の充実

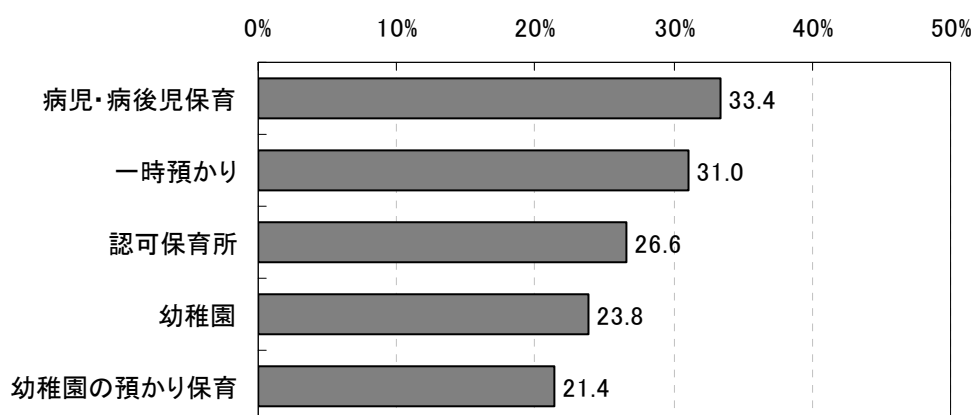
【現状と課題】

幼稚園は学校教育法に定められた学校で、生涯にわたる人間形成の基礎を育む就学前教育の場としての役割を果たしています。

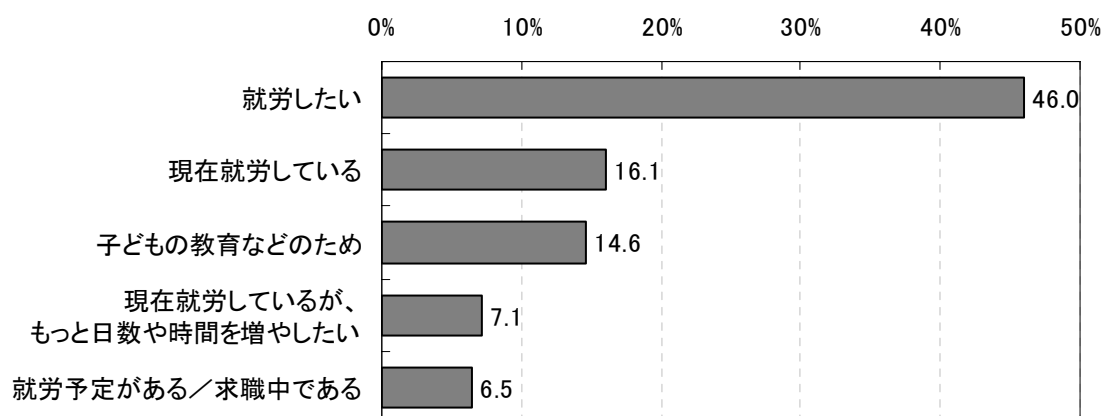
市内には公立1園、私立9園の幼稚園があります。幼稚園の児童数は増加傾向で推移していますが、就学前児童保護者対象のアンケート調査結果では、今後利用したい保育サービスとして、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」を挙げている方が少なくなく、またそのうち14.6%が理由として子どもの教育のためとしており、就学前教育への高まりをみることができます。

私立幼稚園はそれぞれ建学の精神に基づいて運営されており、今後は連携を深めながら保護者等に対して幼稚園の情報を積極的に提供することが必要となっています。また、地域社会における子育て支援として預かり保育など利用者のニーズに応えた事業内容の充実や地域に開かれた幼稚園づくりが求められています。

【就学前児童】今後利用したい保育サービス 上位5項目 (N=500)



【就学前児童】利用したい理由 上位5項目 (N=322)



■幼稚園の利用者数

単位：人

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
3 歳児	477	512	550	593	583
4 歳児	635	619	637	666	694
5 歳児	672	634	618	652	680
合 計	1,784	1,765	1,805	1,911	1,957

資料：保育課（各年 5 月 1 日現在）

【施策の方向】

私立幼稚園と連携した幼稚園情報の提供に努めるとともに、運営等の支援や多様化する利用者のニーズに応えるための、子育て支援事業の充実を働きかけます。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
幼稚園情報の提供 (保育課)	不足しがちである幼稚園情報について、私立幼稚園と連携した情報提供に努めます。
私立幼稚園への支援 (保育課)	私立幼稚園の運営を支援し、幼稚園教育の環境整備及びその振興に寄与するため、私立幼稚園幼児教育振興費補助事業等で私立幼稚園や園児への補助を行います。
保育、子育て支援機能の充実 (保育課)	親や地域のニーズに対応し、幼稚園の預かり保育や園庭の開放、相談事業など、保育、子育て支援機能の充実を働きかけます。



(2) 幼稚園、保育園、小学校の連携

【現状と課題】

保護者のニーズ変化により、幼稚園の通常の保育時間以外で預かる「預かり保育」など幼稚園と保育園の機能は近づきつつあり、相互の連携を深めながら、望ましい子育て環境の整備を進める必要があります。

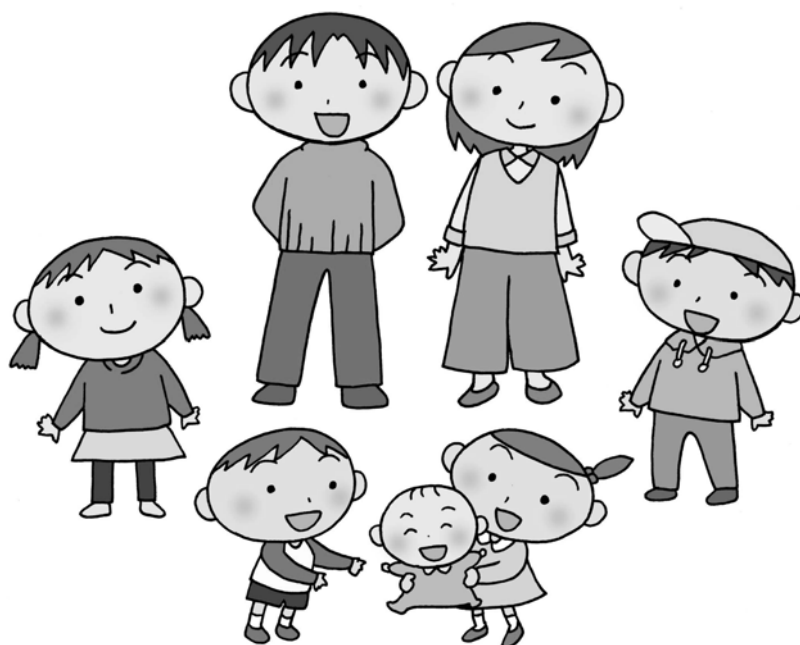
また、小学校との連携については、卒園した子どもたちがスムーズに小学校生活になじめるよう、交流を一層充実していく必要があります。

【施策の方向】

地域的な環境や実情にあわせ、幼稚園、保育園、小学校との連携が深まるよう連絡、調整を図りながら交流を推進します。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
幼稚園・保育園・小学校の連携 (保育課)	幼稚園や保育園と小学校の連携・交流の機会を一層充実させ、子どもたちの健やかな成長に資するよう推進します。



3. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

(1) 少人数教育の推進

【現状と課題】

教育は、未来に向けて健やかに生きる青少年の育成と、生きがいのある地域社会づくりの実現のために、非常に重要な役割を担っており、変化の激しい時代をたくましく生き抜くために、子どもたちは将来さまざまな課題に直面したときに、自分で考えて判断、選択、決定していくための力を養うことが重要となっています。このようななか、学校教育においては確かな学力を育成し、豊かな心を育むことにより生きる力を育成することが大きな課題となっています。

このため、少人数学習指導の推進を図ることにより、子どもたち一人ひとりの個性に応じて、その能力を最大限に伸ばすとともに、基礎・基本の定着を図り、きめ細やかな指導を充実させる必要があります。

本市では、学習指導や生徒指導面できめ細やかな指導を行う少人数学習推進教員を各学校に配置することにより、少人数学習指導を推進します。

【施策の方向】

少人数教育により子どもたち一人ひとりの学校生活への充実感を一層高めるとともに、子ども一人ひとりの個性に応じて、その能力を最大限に伸ばすためのきめ細やかな指導を充実するため、少人数による指導方法の工夫改善を図ります。

また、教職員が個に応じた指導の充実や学力向上を目指すための研修の充実を図ります。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
個性を生かす教育推進事業 (学務課)	少人数での学習を推めることで、子どもたち一人ひとりの学校生活の充実感を一層高め、一人ひとりの能力を最大限に引き出す教育の実現を目指します。
教職員研修の充実 (教育指導課)	市内教職員の資質、児童生徒へのきめ細やかな指導力の向上など、教育効果を高めるために教職員研修の充実を図ります。

(2) 特色ある学校教育の推進

【現状と課題】

21世紀の社会は、子どもたち一人ひとりの個性や特質に応じて可能性を協力して引き出し、伸ばすことのできるような環境づくりが求められています。

本市では、市内各学校で特色ある学校づくり事業「ドリームスクール・ジャンプ21」に取組み、専門家や地域の人たちが子どもたちの学習活動に関わり、さまざまな体験的な活動や学習を行っています。

また、地域に開かれた学校づくりを推進するため、各学校に学校評議員を設置するなどの事業を進めており、今後、家庭・地域とのさらなる連携のもと、開かれた学校づくりを推進していく必要があります。

■ドリームスクール・ジャンプ21（平成21年度）

学 校 名	内 容
成 田 小	・確かな学力 ・地域教育力の活用 ・特別活動の充実 ・豊かな心を育む活動
遠 山 小	・英語科活動の充実 ・駒の森活動 ・地域人材の活用 ・研修の充実 ・環境美化の推進
三 里 塚 小	・研修の充実 ・体験活動を重視した学習時間の充実 ・花、読書、歓声いっぱい運動の推進 ・体験活動の充実
東 小	・地域交流活動（茶摘み、グラウンドゴルフ） ・環境教育 ・情操教育の充実（生け花、茶道教室）
久住第一小	・地域学習の推進 ・国際理解教育の充実 ・環境教育の充実 ・文化の創造 ・確かな学力の定着
久住第二小	・地域の人材活用 ・研修の充実 ・英語科の充実 ・算数科の充実による学力向上
中 郷 小	・研修の充実 ・奉仕活動の充実 ・環境学習の充実 ・対外行事、学校行事の充実
豊 住 小	・地域教育力の活用 ・環境教育の推進 ・総合的な学習の時間の充実
八 生 小	・地域人材の活用 ・環境教育の充実 ・研修の充実 ・表現力の育成
公 津 小	・地域教育力の活用 ・研修の充実 ・郷土学習の充実 ・教育環境の充実
向 台 小	・地域教育力の活用 ・花いっぱい運動 ・研修の充実 ・教師の資質向上 ・人権教育 ・教育相談
加 良 部 小	・総合的な学習の時間の充実 ・国際理解教育の充実 ・環境教育の推進 ・文化の創造 ・確かな学力
橋 賀 台 小	・研修の充実 ・体験活動の充実 ・特別活動の充実
新 山 小	・言語力の育成 ・体験学習の充実 ・豊かな心の育成 ・地域との交流
吾 妻 小	・体験学習の充実 ・研修の充実 ・「行ける力」を育むための活動 ・特別活動の充実
玉 造 小	・言語能力の育成 ・英語学習の充実 ・児童の心の居場所作りの推進 ・地域人材の活用
中 台 小	・特別支援教育の充実 ・研修の充実 ・特別活動の充実 ・心の教育の充実 ・読書活動の充実
神 宮 寺 小	・地域教育力の活用 ・進路指導の充実（職業人に聞く） ・研修の充実 ・特別活動の充実
平 成 小	・国際理解教育の充実 ・道徳教育の充実 ・環境教育の充実 ・研修の充実 ・キャリア教育の充実
本 城 小	・特別支援教育の充実 ・授業改善のための研修の充実 ・平和教育 ・体力向上 ・花いっぱい活動 ・ふれあいスポーツ
滑 河 小	・栽培活動の充実 ・福祉教育の充実 ・体力向上の推進 ・特別活動の充実
小 御 門 小	・勤労生産活動の充実 ・読書活動の充実 ・研修の充実 ・特別活動の充実
名 木 小	・地域教育力の活用 ・研修の充実 ・特別活動の充実

学 校 名	内 容
高 岡 小	・地域教育力の活用 ・研修の充実 ・特別活動の充実 ・安心安全な学校づくり
大 須 賀 小	・地域教育力の活用 ・研修の充実 ・特別活動の充実
桜 田 小	・福祉教育の充実 ・研修の充実 ・地域教育力の活用 ・特別活動の充実 ・課外活動の充実
前 林 小	・学校保健教育の充実 ・特別支援教育の推進 ・地域教育力の活用 ・環境教育の推進 ・開かれた学校づくりの推進
津 富 浦 小	・学習指導の充実 ・心の教育の充実 ・生徒指導の充実 ・健康、体力、安全指導の充実
川 上 小	・研修の充実 ・特別活動の充実 ・外部人材の活用
公津の杜小	・研修の充実 ・国際理解教育の充実 ・キャリア教育の充実 ・環境教育の充実 ・主体的活動の充実
美 郷 台 小	・教育環境の充実 ・地域教育力の活用 ・学力向上 ・豊かな心の育成 ・体力向上
成 田 中	・研修の充実 ・特色ある学校行事の創造 ・教育環境の整備 ・授業改善の推進
遠 山 中	・進路指導の充実 ・研修の充実 ・学校環境の充実 ・特別活動の充実
久 住 中	・総合的な学習の時間の充実 ・進路学習の充実
西 中	・地域、小学校との連携 ・進路指導の充実 ・教育環境の充実 ・研修の充実
中 台 中	・学校庭園づくり ・地域教育力の活用 ・進路学習の充実 ・学校行事の充実
吾 妻 中	・教科指導の充実と確かな学力の育成 ・健康教育の推進 ・国際理解教育の充実 ・進路指導の充実 ・文化活動の充実
玉 造 中	・特別支援教育の推進 ・学区小学校、家庭、地域との連携 ・研修の充実
下 総 中	・進路指導 ・キャリア教育の充実 ・うるおいのある環境づくり
大 栄 中	・福祉教育の充実 ・キャリア教育の充実 ・保健教育の充実 ・地域教育力の充実

【施策の方向】

子どもたちの生きる力の育成に向け、家庭・地域・学校の連携を強め、地域における人材や環境などの教育力を積極的に活用し、体験を重視した地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
地域に開かれた学校づくり (学務課)	地域における人材や環境などの教育力を積極的に活用したり、学校評議員制度を活用する等して家庭、地域、学校との連携・協力を図ります。
体験を重視した教育の推進 (教育指導課)	地域と学校との連携・協力による子どもたちの興味・関心に基づく自然体験やボランティア体験、勤労体験など、多様な体験活動を推進します。
学校スポーツの振興 (生涯スポーツ課)	子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しみ、また、地域スポーツクラブへと発展させるための礎として、成田市体育協会の協力を得て、地域の指導者を派遣するなど、運動部活動の一層の充実を図ります。

4. 家庭や地域の教育力の向上

(1) 家庭教育の充実

【現状と課題】

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、人としての信頼感や自立心、社会生活に必要な基本的な生活習慣を身に付けるなど、人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。

しかし、生活の基本である家庭内で、子どもたちへのしつけが十分にされていない状況があり、また、それに気づいていない保護者も少なくありません。

本市では、「ミニコミ家庭教育」を配布したり、保育園・幼稚園・小・中学校での家庭教育学級、さらには就学時健康診断や入学説明会など多くの保護者が集まる機会を利用しての「子育て学習講座」や「思春期子育て講座」を学校で実施するなど家庭教育の充実に努めています。

今後は、より多くの保護者が参加できるようカリキュラムの充実に努めていく必要があります。

■家庭教育学級の参加者（平成20年度より保育園が加わる）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
参加者数（人）	6,537	6,101	7,779	8,202	11,377

資料：生涯学習課

【施策の方向】

望ましい父母のあり方や子どもに対する指導の資質を高めるため、家庭教育学級を実施し、家庭における教育機能を充実するとともに、家庭教育に関する相談体制の充実を図ります。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
家庭教育に関する学習機会の充実 (生涯学習課)	親自身が家庭における役割や責任を自覚することができるよう、また、子どもの発達段階に応じた親のあり方や望ましいしつけの方法などについて学ぶ「家庭教育学級」や「子育て学習講座」の充実に図ります。
連携による家庭教育の推進 (生涯学習課)	より多くの親が親としての必要な資質を身に付けられるよう、保育園、幼稚園、学校、PTAとの連携を深めることにより学習機会の確保と親同士の交流、ネットワークづくりを支援します。
教育相談の充実 (生涯学習課)	教育相談室における教育相談や家庭児童相談室の相談員との連携を図り、家庭教育に関する相談体制の充実を図ります。

(2) 地域教育力の向上

【現状と課題】

他人の子どもに対する関心の薄さや地域コミュニティの希薄化などに伴って、地域の教育力も低下しており、人間関係の楽しさを知り、感性を豊かに育てる生活体験、自然や仲間とのふれあいなど、体験の場が必要となっています。

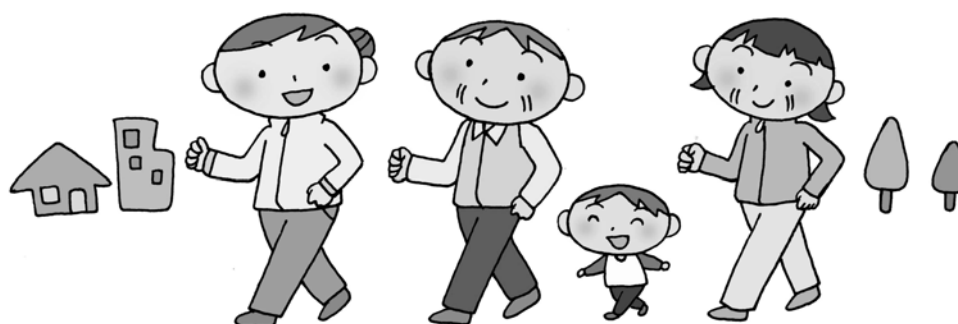
体験事業については、学校教育のなかでも、先の「ドリームスクール・ジャンプ21」などの取組や総合的な学習の時間を利用してさまざまに行われています。地域においてもこうした体験事業と連携を図りながら、地域の子ども会やスポーツ少年団・健全育成協議会などの活動を活発にし、地域の人たちとの関わりをなかで、さまざまな体験機会の提供や地域スポーツの振興、文化・芸術活動の推進を図っていく必要があります。

【施策の方向】

他人を思いやる心や豊かな心を育てていくため、地域でのさまざまな体験や、スポーツの振興を図るなど、住民と関係機関の協力により地域の教育資源を活用し、地域づくりを進めるなかで地域の教育力を向上させ地域との連携による子育て支援を進めていきます。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
体験機会の提供 (生涯学習課)	公民館事業や各種青少年関係団体等が開催する、自然体験や文化・芸術体験など、遊びや学習を通して子どもたちが成長できるよう、子どもの発達段階に応じた体験機会の提供に努めます。
㊤子ども会活動の促進 (生涯学習課)	子ども同士の交流や世代間交流など多様な交流を通じて相互の理解を深めながら、健やかにたくましく成長することを目指す子ども会活動を促進します。
地域スポーツの振興 (生涯スポーツ課)	スポーツ少年団の普及と育成、子どもから高齢者までを対象としたスポーツ教室及び大会の開催、さらにはスポーツボランティアの活用などにより、子どもが気軽に参加できる地域スポーツの振興を図ります。



第4章 子育てを支援する生活環境の整備

第4章 子育てを支援する生活環境の整備

1 良好な居住環境の整備

- (1) 良好な住宅の確保
- (2) 快適な居住環境の整備

2 安全・安心な地域社会の推進

1. 良好な居住環境の整備

(1) 良好な住宅の確保

【現状と課題】

子どもや子育て家庭ががゆとりを持って安心して毎日の生活が送れるようにするためには、日常生活の最も基本的な場となる住まいが良質であることが必要です。しかしながら、子育てをしている若い世代にとって、経済的には厳しいことが想像されます。

住宅については、低所得者を対象とした市営住宅が 305 戸整備されています。また、県営住宅は 1,158 戸整備されています。こうした公営住宅を含め、子育て世帯が子どもの発達や各々のライフスタイルにあわせた住まいを選ぶことができるよう、良質な住宅の供給に努めるとともに、そうした住宅情報について子育て世帯に提供していくことが求められます。

【施策の方向】

子育て世帯がゆとりある住生活を実現できるよう、市営住宅の建替による良質な住宅の供給の促進に努めます。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
良質な住宅の供給 (建築住宅課)	子育て世帯がゆとりある住宅で生活することができ、また、シックハウス対策等、建替による安全、快適な住宅の供給促進に努めます。



(2) 快適な居住環境の整備

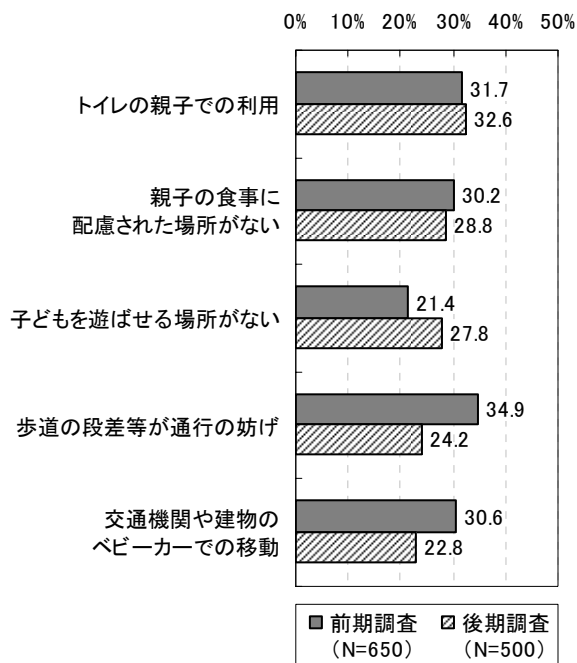
【現状と課題】

安心して子どもを育てるためには、住環境の整備のほか、子ども連れでも安全で快適に外出できる環境の整備が重要です。

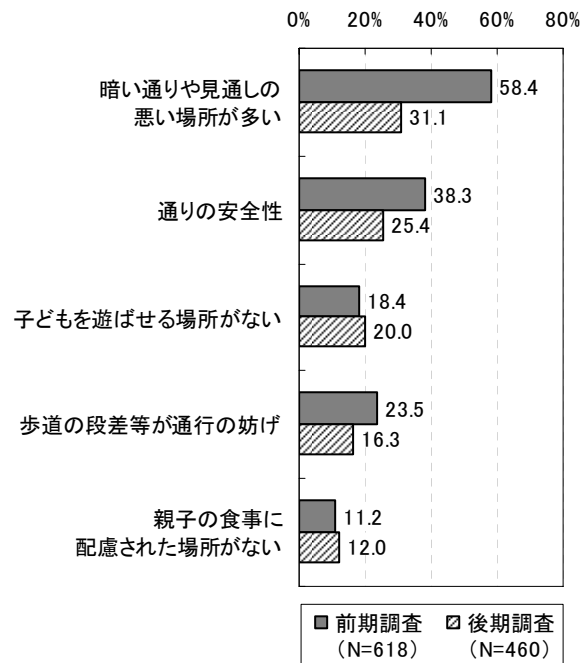
アンケート調査結果では、子どもとの外出で困ることは、「トイレの親子での利用」や「交通機関や建物のベビーカーでの移動」、「親子の食事に配慮された場所がない」などが上位に挙がっています。

このため、公園・緑地などの身近な緑づくりや、誰もが安心して歩行できる道路交通環境の整備のほか、環境問題などにも配慮された安心して暮らせるまちづくりを目指し、また、妊産婦等への理解を深めるための取組を進め、ハード・ソフトの両面からすべての人々が健康で心豊かな暮らしができるよう、生活環境の整備に努めていく必要があります。

【就学前児童】子どもとの外出の際、困ること



【小学生児童】子どもとの外出の際、困ること

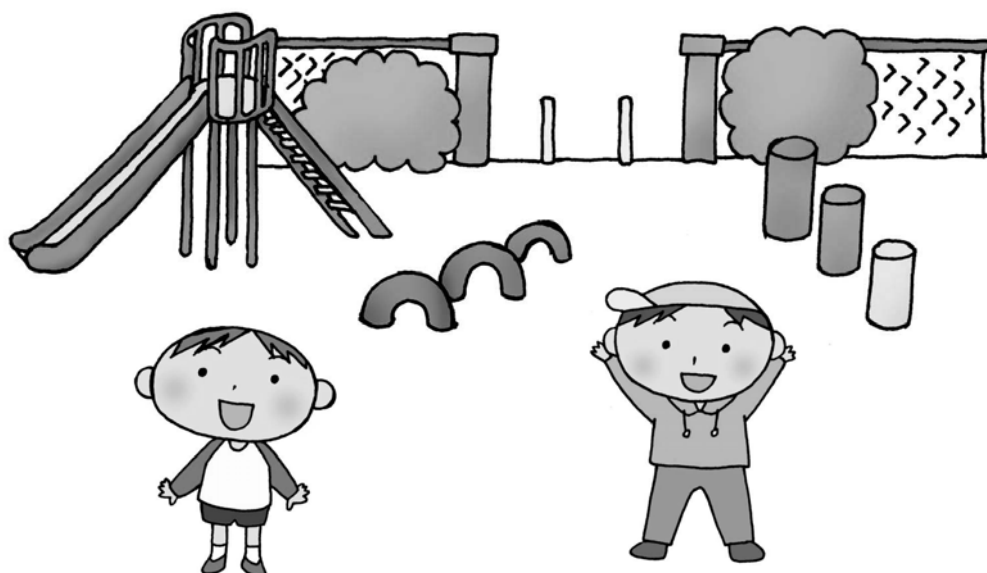


【施策の方向】

子どもや子ども連れの人が安心して外出ができ、また、安全で歩きやすい歩道や道路整備を推進するとともに、子どもの遊び場の整備や公共施設等の改善をはじめとしたユニバーサルなまちづくりを推進します。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
安全な道路環境の整備 (道路管理課)	子ども連れでも安心して通行できるよう、道路の段差解消や交差点の改良などを推進します。
安全な歩行者空間の確保 (関係各課)	生活道路のほか川沿いにも花の回廊計画の整備を通して、安全で気軽に散策できる歩行者空間を確保します。
ユニバーサルなまちづくりの推進 (企画政策課)	妊産婦や高齢者、障がい者の方などにとっても利用しやすいユニバーサルなまちづくりを推進します。
公共施設等の改善 (関係各課)	公共施設が子ども連れでも利用しやすいように、授乳コーナーやベビーベッドの設置等、各種施設整備を進めます。



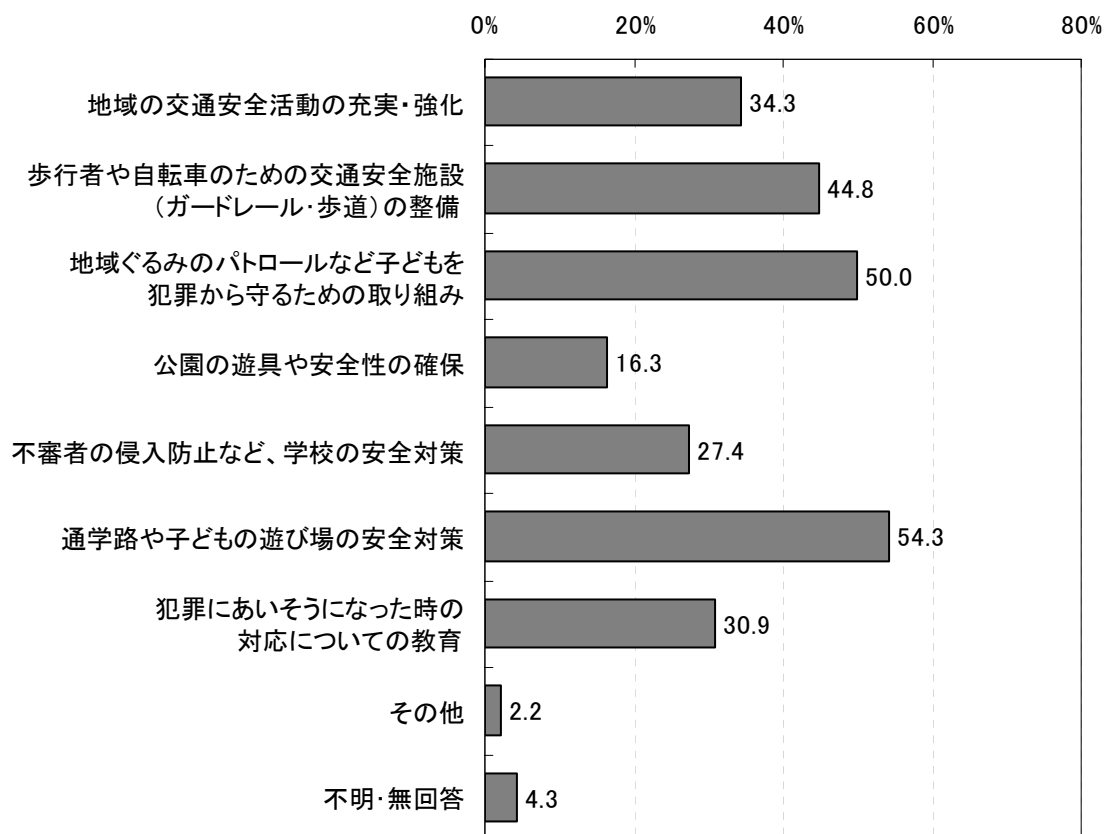
2. 安全・安心な地域社会の推進

【現状と課題】

近年、近所の公園や通学路、空き地などで子どもが事故や犯罪に巻き込まれるケースが報告されています。アンケート調査結果では、子どもの安全を守るために重要なこととして、「通学路や子どもの遊び場の安全対策」や「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪から守るための取り組み」、「歩行者や自転車のための交通安全施設（ガードレール・歩道）の整備」などが挙げられています。

子どもはもちろん、市民が安心して住むことのできる地域社会にするため、警察等の関係機関と連携を図りながら、交通安全施設の整備や防犯灯、道路照明灯の設置を進めていくとともに、自主防犯組織等と連携した防犯活動の展開を推進していく必要があります。

【小学生児童】子どもの安全を守るために重要なこと(N=460)



【施策の方向】

子どもの安全を守り、市民が危険や不安を感じることがない地域社会にするため、必要な場所への交通安全施設や防犯灯等の整備を図ります。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
通学路等の安全確保 (交通防犯課)	通学路を中心に、危険箇所の点検を行い、ガードレール等交通安全施設の整備充実を図ります。
防犯灯・街路灯の整備と維持管理 (交通防犯課)	歩行者の安全確保、犯罪防止等のため、区・自治会等が主体となった防犯灯整備を推進します。
防犯パトロール活動の推進 (交通防犯課)	犯罪の起こりにくい環境づくりを目指すために行政と地域社会及び関係機関等が連携を図り、一丸となった防犯活動を推進します。



第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進

第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- ② 仕事と子育ての両立の推進

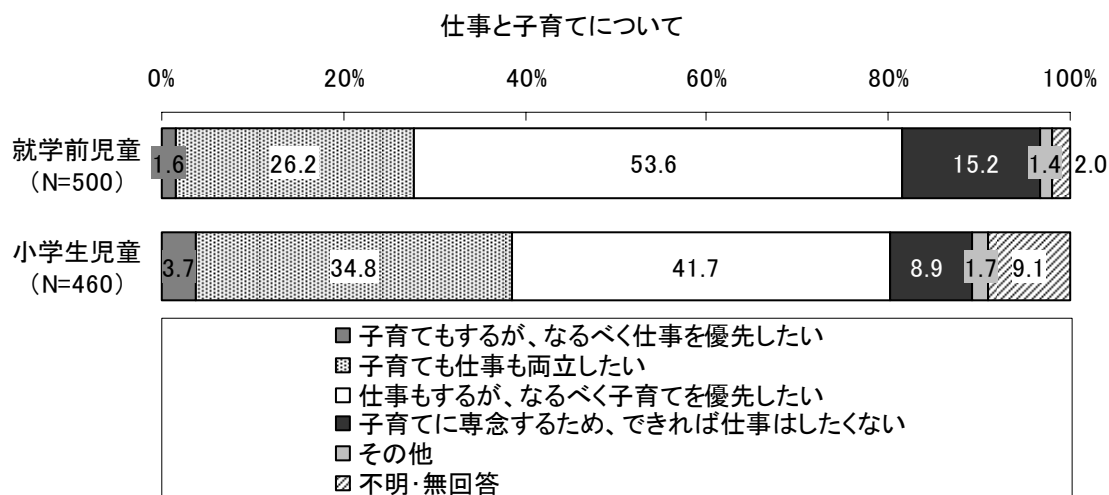
1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

【現状と課題】

子育て期の親を取り巻く課題の一つとして、仕事を持つ多くの方が仕事中心の生活を送ることにより、家庭や地域で過ごす時間が自由に取れない状況となっています。

アンケート調査結果では、「子育ても仕事も両立したい」方が3割前後、「仕事もするが、なるべく子育てを優先したい」方が4割から5割います。

子育て期、また老親の介護等に追われる中高年期といった人生の各段階におけるニーズにも対応して、誰もが安心して働き続けることが可能で多様な働き方を選べる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、企業や地域に対して働き方の見直しや意識改革を主体的に働きかけていくことが必要です。



【施策の方向】

男性を含めたすべての人々が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう「働き方の見直し」を進めます。そのための職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等、働きやすい環境を阻害する慣行、その他の諸要因を解消のための取組を推進します。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
ワーク・ライフ・バランスの推進 (関係各課)	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、企業や地域に対して働き方の見直しや意識改革を主体的に働きかけます。
男女共同参画講座の開催 (企画政策課)	男女がともに人権を尊重し、責任を分かち合いつつ個性と能力を發揮できる社会を目指し、講座を開催します。

2. 仕事と子育ての両立の推進

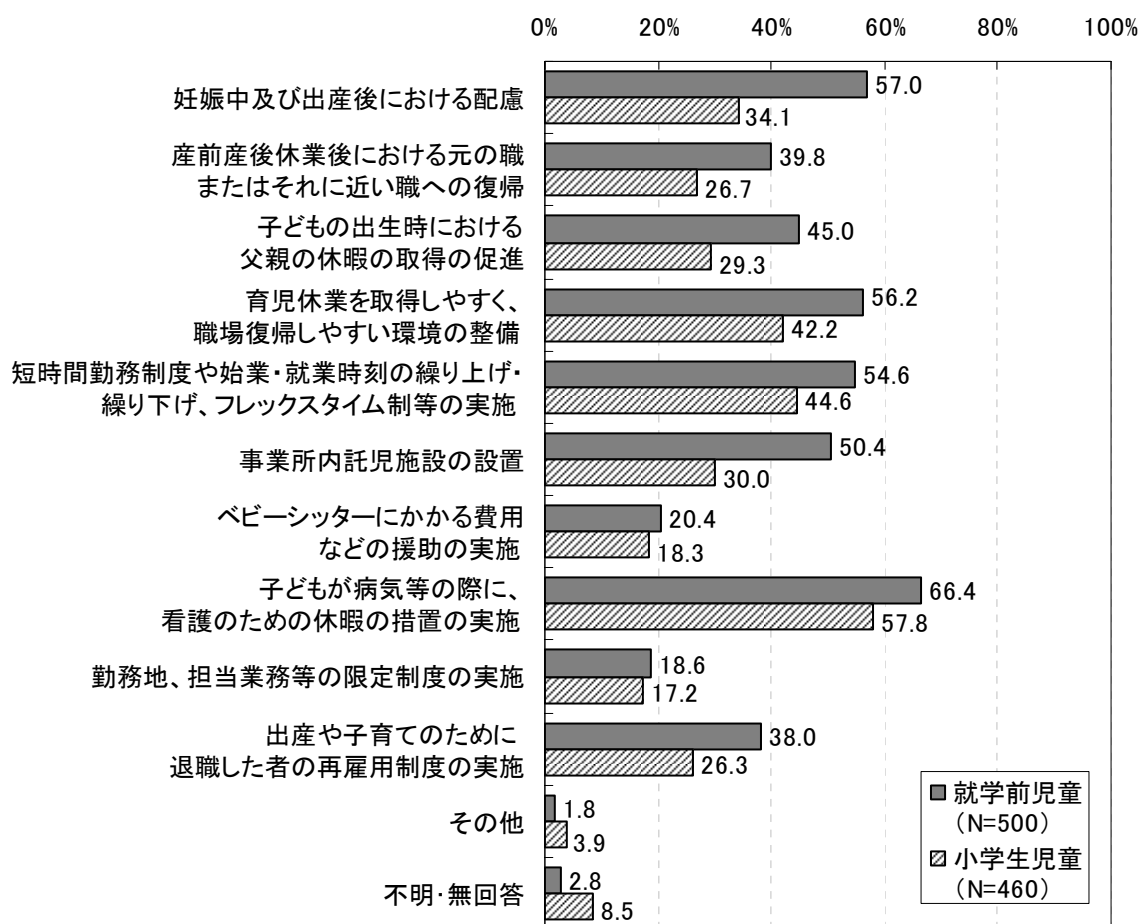
【現状と課題】

仕事と子育ての両立のためには、子育てをしている親が安心して働くことができる保育サービスの充実とともに、育児休業制度や再雇用制度の普及・啓発など、制度の定着・活用に努める必要があります。アンケート調査結果でも、仕事と子育ての両立のために職場環境に求めることとして、休暇の取得や妊娠・出産後の配慮、柔軟性のある勤務体系などが挙げられています。

しかし一方では、こうした法的な整備は進んだものの仕事を優先することを当然とする慣行や育児休業を取りにくい職場の雰囲気があり、仕事と子育ての両立に向けての努力が労働者、事業主に求められます。

今後は、男女とも子育てに参加できる環境づくりが必要であるとともに、結婚・出産後も希望する女性が仕事を続け、職場への復帰ができるよう配慮が必要です。

仕事と子育ての両立のために、職場環境に求めること



【施策の方向】

子育てがしやすい就業形態の実現に向け、仕事と家庭生活とのバランスある生き方ができるよう、労働者や企業の意識改革を推進するための啓発や情報提供を行います。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
子育てしやすい職場環境づくりの促進 (商工課)	男女がともに協力して子育てをする環境づくりを進めるとともに、男性も女性も育児休業等が取得しやすい職場環境づくりの啓発を行っていきます。
企業内託児施設の設置促進 (商工課)	関係機関と連携のもとに、子育てと仕事の両立が図られるよう、企業内託児施設の設置等について啓発に努めます。
女性の再就職支援 (商工課)	出産・育児等のために退職した女性が再就職できるよう、再雇用制度の普及・啓発に努めます。
意識啓発の推進 (企画政策課)	家庭生活において、男女が互いに責任を持ち、協力しあっていくことができるよう、意識の啓発に努めます。
育児休業制度等の普及啓発と利用促進 (商工課)	育児休業制度の定着やフレックスタイム制、育児中における勤務時間短縮の導入など、子育てしやすい職場環境に向け、商工会や経営者に対して理解と協力を求めるとともに、制度の趣旨や内容についての普及啓発活動に努めます。
男性が参加する子育ての促進 (健康増進課)	男性の育児についての学習や体験の機会を増やすため、パパママクラスなどへの男性の参加を促進します。
認定マーク(くるみん)の周知 (商工課)	「一般事業主行動計画」を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たす事業者が使用できる「くるみん」ロゴマークの周知を図るとともに、一般事業主行動計画の策定を推進します。
保育サービスの情報提供 (保育課)	保育サービスの情報が掲載されているパンフレット・ホームページ等の充実を図り、積極的に情報提供を行います。



第6章 子どもの安全の確保

第6章 子どもの安全の確保

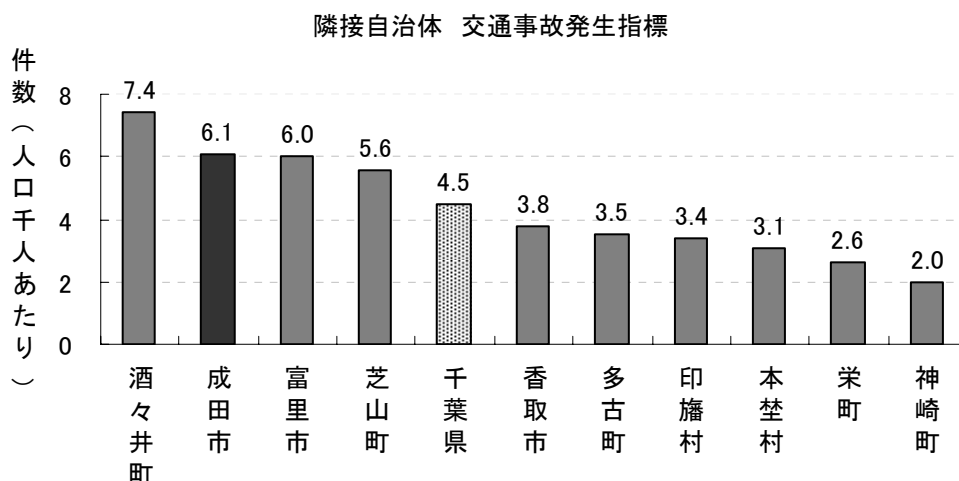
- ① 子どもの交通安全の確保
- ② 子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進
- ③ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

1. 子どもの交通安全の確保

【現状と課題】

本市の交通事故発生件数は、年々減少傾向にあります。依然県内の隣接する自治体のなかでも比較的高い指標となっているため、子どもを交通事故から守る啓発・指導の充実が求められています。こうしたなか、保育園、幼稚園、小学校では交通事故から身を守るための交通ルールを知らせるため、関係機関・団体と連携した交通安全教室や登下校（園）時における交通安全指導等を行っています。また、小・中学校では学級活動のなかで交通安全教育も実施されています。

今後は、関係組織・団体との連携・協力体制の強化・徹底を図り、総合的な交通事故防止対策を進めるとともに、地域の実情に即した交通安全教育の推進や参加体験型の交通安全教室の実施、チャイルドシートの使用の徹底などに努めていく必要があります。



資料：指標で知る千葉県（2009）

■子どもの交通事故の状況

単位：件

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
発生件数	975	938	959	894	751
うち子どもの事故件数	28	40	37	39	31

資料：成田市交通白書

【施策の方向】

地域の実情にあった交通安全教室の充実を図るとともに、チャイルドシートの普及や自転車の安全な利用の促進など地域と市民が一体となった交通安全対策を推進します。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
交通安全教室の推進 (交通防犯課)	職員の指導能力の向上を図り、関係機関・団体協力のもと、保育園、幼稚園に出向き、各年齢にあった参加体験型の交通安全教室を推進します。
関係機関の連携 (交通防犯課)	子どもを交通事故から守るため、警察や関係機関との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。
チャイルドシートの普及の推進 (交通防犯課)	乳幼児を交通事故から守るために、チャイルドシートの使用を推進します。
自転車の秩序ある利用の促進 (交通防犯課)	公共の場所における自転車等の放置を防止し、駐車秩序を確保することにより、歩行者の安全を確保します。



2. 子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進

【現状と課題】

近年、子どもたちが犯罪に巻き込まれるケースが多発しており、あらためて子どもたちを犯罪の被害から守ることが重要視されています。子ども達が犯罪の被害に遭わないようにするためには、犯罪防止の観点に立ったまちづくりと子どもたち自身の防犯意識の高揚が必要です。

本市では学校において安全指導を行い防犯意識を養うとともに、地域住民・店舗へ「子ども 110 番の家」「防犯かけこみ 110 番の店」の設置を依頼したり、青色回転灯パトロール車による通学路防犯パトロールの実施、防犯ブザーの配布などにより、子どもたちの安全確保に努めています。

このほか、学校の先生やPTA、地域住民による自主防犯パトロールや登下校時の見守りなど、自主的な防犯活動が行われています。

【施策の方向】

学校の安全指導、通学路防犯パトロール活動の充実を図るとともに、自主防犯パトロールなど地域や関係団体等との連携のもと、地域ぐるみの防犯活動の推進を図ります。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
学校の安全指導等の充実 (教育指導課)	学校の安全指導の充実を図るとともに、防犯ブザーの利用について十分な周知・指導に努めます。
地域ぐるみの防犯活動の推進 (生涯学習課) (交通防犯課)	子どもがいつでも助けを求められる「子ども 110 番の家」や、誰でも助けを求められる場所として「防犯かけこみ 110 番の店」の周知、学校関係者や地域の人たちによる自主防犯パトロールなど、地域ぐるみの防犯活動を推進します。
犯罪抑止のための連携強化 (交通防犯課)	警察署その他関係行政機関及び自主防犯活動団体との緊密な連携を図り、市の防犯まちづくりを推進します。
通学路防犯パトロールの実施 (交通防犯課)	青色回転灯パトロール車を使用し、小・中学校の下校時刻を中心とした安全パトロールを実施します。

3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】

深夜まで営業する店舗が増え、放課後に塾へ通う子どもたちが増えるなか、夜遅くまで帰宅しない子ども達が増加する傾向にあります。本市においては、県の協力要請に基づいて有害環境の実態調査を行い、県の青少年健全育成条例に基づき、事業主への是正指導など、地域ぐるみの健全育成活動に取り組んでいます。

一方、雑誌やテレビ・インターネット等のメディアで流される性や暴力等の有害情報は、青少年の健全育成に対して悪影響を及ぼすことになります。そこで、関係機関や地域住民と連携・協力して、こうした有害情報が子どもの目にふれないように、適切な対応を図ることが課題です。

【施策の方向】

地域や警察など関係機関と協力しながら、青少年に有害な環境浄化活動を推進するとともに、地域ぐるみの非行防止活動を推進します。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
実態把握と是正指導 (関係各課)	地域住民と協力しながら有害環境の実態把握と是正指導に努めるとともに、県や警察に対して指導取締りを要請します。
地域ぐるみの非行防止活動の推進 (関係各課)	家庭や地域との連携を強化し、社会を明るくする運動の展開や啓発活動、青少年指導など、地域ぐるみの非行防止活動を推進します。



第7章 要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進

第7章 要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭の自立支援
- ③ 障がい児施策の充実

1. 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

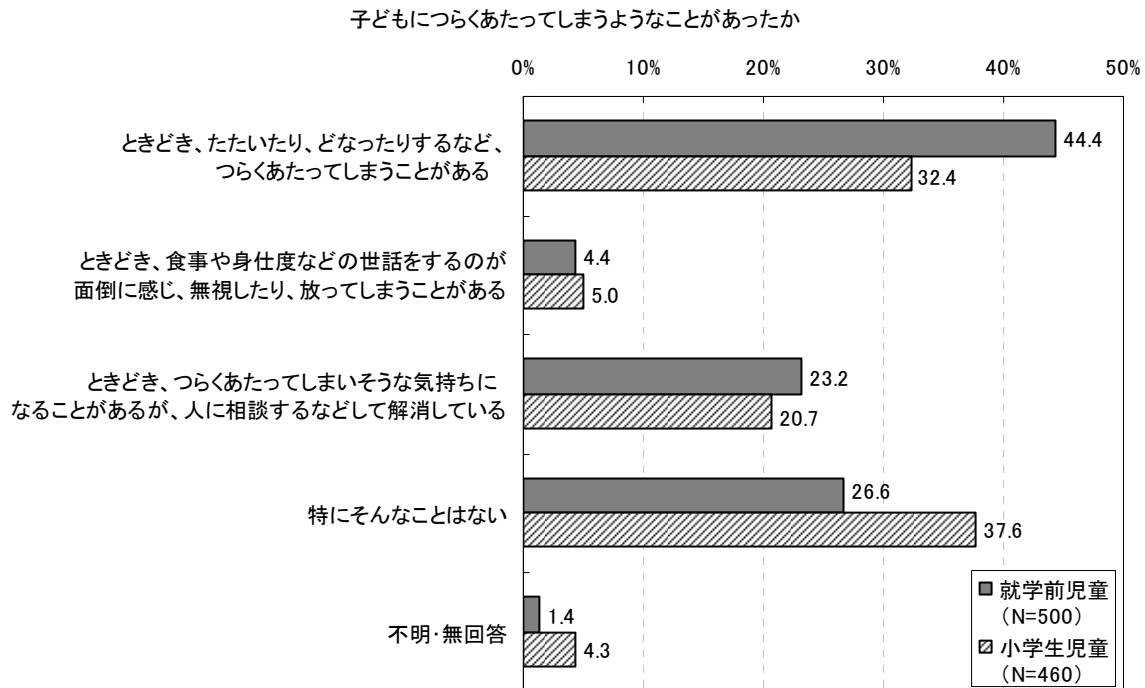
しかし、児童虐待は家庭内で行われることが多いため顕在化しにくく、また、加害者が保護者である場合が多く、対応がむずかしいといった面も指摘されています。こうしたことから未然防止のための取組が必要とされます。

アンケート調査結果では、子どもにつらくあたってしまうことがあるかについて、「ときどき、たいたたり、どなったりするなど、つらくあたってしまうことがある」の回答が特に就学前では目立っています。

児童虐待に対しては、迅速かつ適切な対応が求められ、母子保健事業や保育園、幼稚園、学校等、子育てに関わる事業や関係機関で虐待防止の視点を持って業務にあたる必要があるとともに、連携が求められています。

また、平成16年度の児童虐待防止法並びに児童福祉法改正により虐待児童の対応について市町村の責務が明確になったことを受け、本市では児童虐待防止ネットワークを平成20年4月1日から設置し、関係機関との連携を図り迅速な対応を進めているところです。

さらに虐待を受けた児童などに対する市の体制強化を図るため、要保護児童対策地域協議会への移行が進められています。



【施策の方向】

児童虐待や育児放棄を防止するために、発生予防から早期発見・早期対応、子どもたちの保護・支援・アフターケアまでの総合的な支援体制を確立するとともに、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関との連携を強化します。

また、児童虐待に関する相談窓口については、これまで以上に市としての役割を果たせるよう、その体制の充実を図ります。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
児童虐待に関する啓発・相談活動の推進 (子育て支援課)	児童虐待防止についての意識の啓発や家庭児童相談室の相談体制を充実させ、虐待の予防と早期発見・支援に努めます。
相談体制の充実 (健康増進課)	育児相談や健康診査等で育児や子どもとの関係に不安を抱いている親のために、心理相談や育児支援教室の活動を通して虐待の防止に努めます。
児童虐待防止ネットワークの充実 (子育て支援課)	児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、家庭児童相談員の活動とあわせ、関係機関による要保護児童対策地域協議会を設置し児童虐待防止ネットワークのさらなる充実を図ります。



2. ひとり親家庭の自立支援

【現状と課題】

本市のひとり親家庭世帯数はここ数年1,100から1,150世帯で推移しています。離婚した場合の多くは母親が親権者となり、母親自らが生計を担うと同時に子どもを養育しなければならず、経済的にも精神的にもその生活は厳しいものとなっています。また、父子家庭の場合には、家事や子育ての問題が生じています。

アンケート調査結果でも、子育てに出費がかさむことや子どもと過ごす時間が十分取れないことをひとり親家庭でより多く回答しており、大変さをうかがうことができます。

こうしたなか、ひとり親家庭への支援を充実し、生活の安定と自立の促進に努めるために、平成20年4月より母子自立支援員を設置し、母子家庭相談、就労相談に応じています。

さらに、家庭での養育が困難な子どもに対して、社会的養育体制の整備を進める必要があります。

■母子・父子家庭の状況

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
母子家庭（世帯）	947	1,033	1,061	1,084	1,094
父子家庭（世帯）	73	78	69	70	57
合 計	1,020	1,111	1,130	1,154	1,151

資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

【施策の方向】

ひとり親家庭が安心して安定した生活を送ることができるよう、相談体制の充実を図るとともに、生活及び経済的支援や就労支援に努めます。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
相談体制の充実 （子育て支援課）	民生委員・児童委員、主任児童委員、母子自立支援員等による生活相談や就労相談など、関係機関との連携のもとで相談体制を充実し、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。
生活支援の充実 （子育て支援課）	一時的に子育てが困難となったひとり親家庭や、子どもを家庭で養育できない場合等に対応するため、母子生活支援施設等の情報提供に努めます。
就労の支援 （子育て支援課）	職業訓練や技能習得の機会の充実、職業紹介などの充実を関係機関へ働きかけるとともに、保育園への優先入所を図ります。
経済的支援の充実 （子育て支援課）	児童扶養手当の支給、母子・父子家庭等医療費の助成、遺児等手当、入学祝金、母子・寡婦福祉資金貸付制度を活用し、経済的支援を図ります。

3. 障がい児施策の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもを持つ家庭は、日常生活のなかでさまざまな制約を受けることが多く、さまざまな問題に直面しています。また、ひとり親家庭と同じく、子育ての不安や悩みをより感じています。

こうしたなか、障がいのある子どもや、さまざまな支援を必要とする子どもとその家庭が、地域で安心して生活できるように、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携し、障がいを早期に発見し、早期に適切な療育が受けられるよう乳幼児発達健康診査や、こころの発達相談による早期発見に取り組んでいます。また、療育の場であることばの相談室、たんぽぽ教室、簡易マザーズホームの充実を積極的に図っています。

また、障がいのある子どもについて地域の保育園での保育、幼稚園・学校等での教育を希望する親が増えており、これに対応した相談体制や受入れ体制の充実が必要となっています。

一方、平成19年度より特別支援教育がスタートし、従来の特殊教育対象の障がいだけでなく、ADHD（注意欠陥多動性障がい）やLD（学習障がい）、高機能自閉症を含めて、その一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な指導が必要とされています。

■ことばの相談室

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
利用者数（人）	70	72	97	104	109

資料：健康増進課（各年 3 月 31 日現在）

■たんぽぽ教室（発達支援）

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
利用親子数（人）	32	36	45	42	21
延べ利用組数（組）	313	341	396	360	212

資料：健康増進課（各年 3 月 31 日現在）

■簡易マザーズホーム

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
身体障がい児（人）	16	18	28	33	48
知的障がい児（人）	23	39	40	44	51

資料：障がい者福祉課（各年 3 月 31 日現在）

■特別支援学級

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
小学校（人）	57	92	103	123	117
中学校（人）	16	28	40	45	63
合計	73	120	143	168	180

資料：市教育委員会（各年 4 月 1 日現在）

【施策の方向】

特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において障がいのある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実させていくこととなりました。障がいのある子どもについては、暮らしやすい生活を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、療育体制の充実や保育園、幼稚園における受入れ体制の充実及び学校における特別支援教育の充実に努めます。

また、ADHDやLDなどの発達障がいのある子どもたちへの相談・指導をより一層充実していきます。

さらに、乳幼児期から青年期に至るまで、保健・医療・福祉・教育等が連携し、長期的な見通しを持った支援体制づくりに努めます。

【主要事業】

事業名／担当課	事業内容
早期療育体制の充実 (健康増進課)	各種乳幼児健康診査や相談活動等で発達のおまじないなどが発見された乳幼児や経過観察が必要と認められた乳幼児に対して、療育相談や指導など早期療育体制の充実に努めます。
障がい児通園事業の充実 (障がい者福祉課)	母子通園施設である簡易マザーズホームの療育内容の充実を図ります。
保育園、幼稚園における障がい児の受入れ体制の充実 (保育課)	障がいのあるなしに関わらずともに生活することで、お互いを理解しあい育ちあえることが期待されます。そこで、保育園、幼稚園への障がい児の受入れ体制の充実を図るために、保育者の資質の向上及び専門性を高めるための職員研修の充実に努めます。
小・中学校における就学相談の充実 (教育指導課)	小・中学校においては、保健福祉関係機関との連携により就学相談を充実させ、それぞれの障がいの状況に応じた指導に努めます。
特別支援教育の充実 (教育指導課)	教員及び特別支援教育担当者を対象とした研修の充実を図り、教職員全体の理解を促進することにより、障がいのある子ども一人ひとりに対応した適切な教育支援に努めます。
在宅福祉サービスの充実 (障がい者福祉課)	在宅の心身障がい児の介護者の支援を図るため、相談指導体制を充実するとともに、在宅障害児短期入所等の利用促進に努めます。
経済的支援の充実 (障がい者福祉課)	各種手当の支給や身体障がい児の補装具自己負担金助成を行います。

※成田市簡易マザーズホームは、平成22年4月1日より、成田市こども発達支援センターに名称が変わります。

計画の推進に向けて

【計画の周知】

(1) 市民・団体等への周知

この計画は、男女が互いに尊重しあい、助けあいながら楽しく子育てするゆとりある家庭づくり、子どもがいきいきと学び・遊び、子育て世代が安心して働き・暮らせる地域社会づくりを目指しています。

家庭、地域、企業などでの市民等の主体的・積極的な取組を促進するために、市ホームページへの掲載、ダイジェスト版の作成・配布などを行い、この計画の周知に努めます。

【推進体制づくり】

(1) 庁内推進体制

次世代育成支援に関する施策は、従来の「児童福祉」の範囲を超えて広範多岐なものです。

本計画を着実に推進していくために、子育て支援課が中心になって、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、実施事業の効果を検証し、事業内容の有効性の維持向上に努めながら、可能な限り効率的な事業運営を図っていきます。

(2) 市民・関係団体・企業等との協働体制

次世代育成の取組は行政や関係機関だけでなく、市民・関係団体・企業等の参画が必要です。

計画の進捗状況に関する情報を共有化し、地域における実践につなげるなど、市民・関係団体・企業等との協働により計画の推進を図ります。

(3) 子育てを支える地域の役割

子育て中の家庭を地域で支援し、子どもたちを地域のなかで明るくのびのびと育てることができるよう、成田市青少年育成市民会議や地区青少年健全育成協議会、子育てサークル等、子育て支援に関わる団体との協働、連携を図り施策を推進します。

第3部 推計児童人口及び目標事業量

第1章 定量的目標事業量

1. 定量的目標事業量の対象事業

この計画において、以下の保育や子育て支援に関する12の事業は、特定12事業として、国における新たなプラン策定のために、国に対して目標事業量の数値報告をすることが義務づけられています。

【特定12事業】

- (1) 通常保育事業
- (2) 特定保育事業
- (3) 延長保育事業
- (4) 夜間保育事業
- (5) トワイライトステイ事業
- (6) 休日保育事業
- (7) 病児・病後児保育事業
- (8) 放課後児童健全育成事業（児童ホーム）
- (9) 地域子育て支援拠点事業（ひろば型、センター型、児童館型）
- (10) 一時預かり事業
- (11) ショートステイ事業
- (12) ファミリー・サポート・センター事業

2. 定量的目標事業量の設定方法

定量的目標事業量の設定方法は、基本的には市民に対するニーズ調査の結果からニーズ量を推計し、それに基づき目標事業量を設定します。事業量を算出する目標年に関して、潜在的ニーズ量については「新待機ゼロ作戦」との整合性を図るため、新待機ゼロ作戦の最終年である平成 29 年（2017 年）としています。本計画の事業の目標については、基本的に後期行動計画の最終年である平成 26 年（2014 年）とします。

後期計画においては、潜在的なニーズを把握するために、ニーズ調査の結果（父母の有無や就労状況、母親の就労希望の有無等）を基にサンプルを主に以下の 7 つの家庭類型に分類します。

●タイプ A ひとり親	●タイプ B フルタイム×フルタイム
●タイプ C フルタイム×パートタイム	●タイプ D 専業主婦（夫）
●タイプ E パート×パート	●タイプ F 無職×無職
●タイプ G その他	

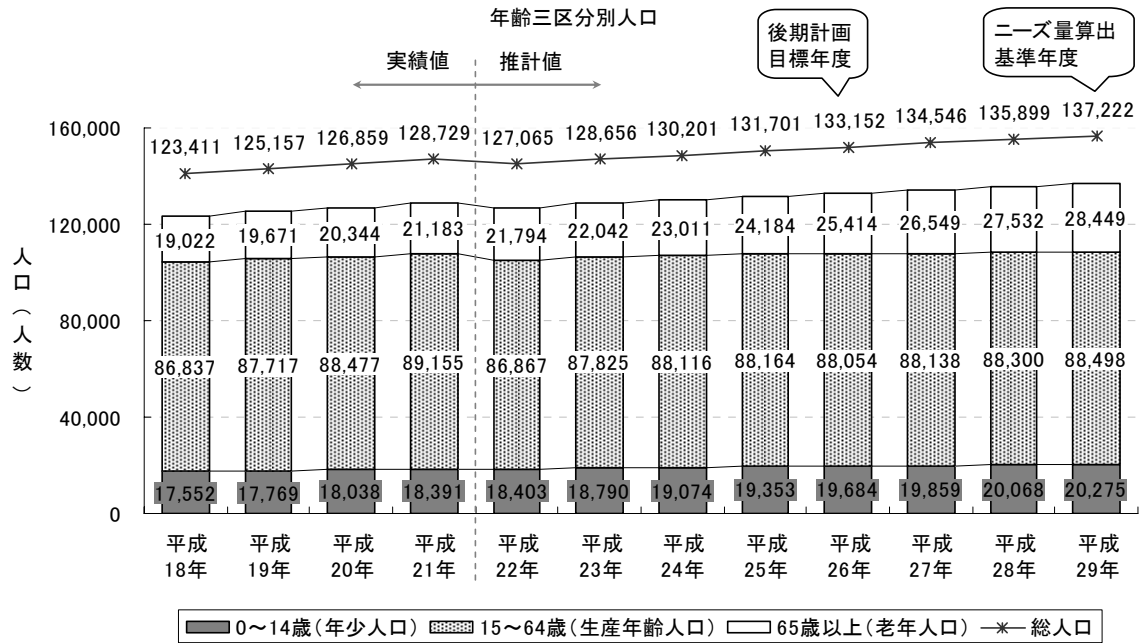
■目標事業量算出のフロー

	項目	内容	根拠
I アンケート調査の実施	—	国調査票を参考にし、実施。	手引き参照
II ニーズ量の算出	①人口推計	該当年度の児童数を推計。	国シート有
	②家庭類型算出	アンケート調査結果のサンプルを、家庭類型別に分類。	手引き参照
	③利用率・利用意向算出	家庭類型別に、各事業の現在の利用率・潜在の利用意向率をアンケート調査結果より算出。	手引き参照
	④平成 29 年度ニーズ量算出	上記①と③を掛け合わせ、ニーズ量を算出。	国シート有
III 目標事業量の算出	①平成 29 年度目標事業量決定	上記 II - ④を参考にしながら、目標事業量を決定。	※ニーズ量を参考にしながら、検討
	②平成 26 年度目標事業量決定	上記②や現状、今後の展望を踏まえながら目標事業量を決定。	

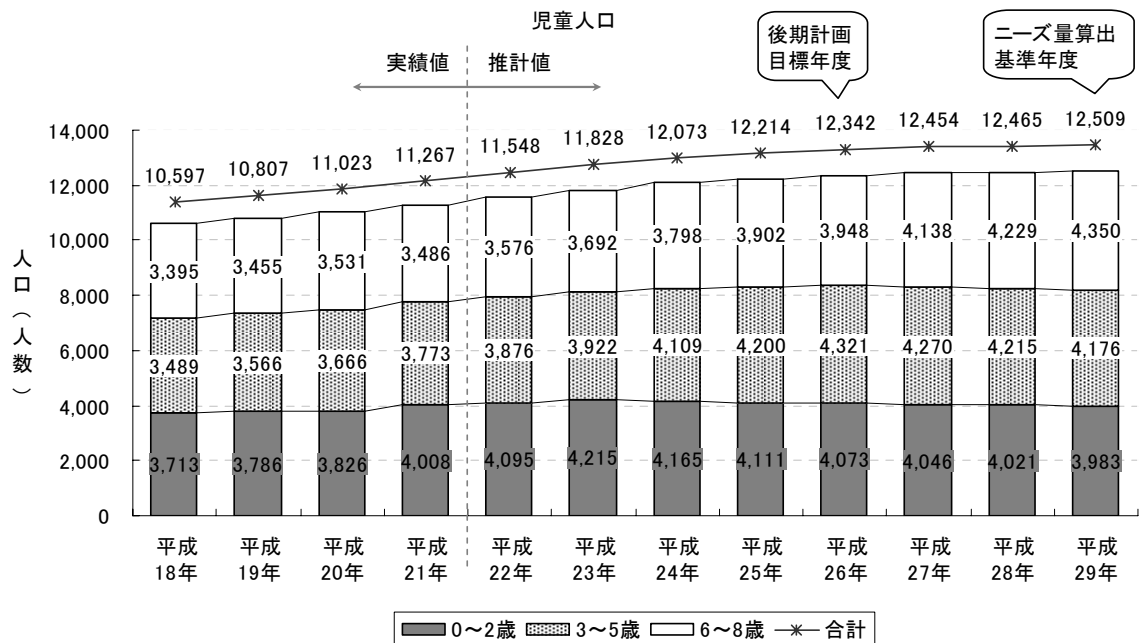
児童人口推計

将来の人口、児童人口については、下記のように推計されます。(平成18年～平成21年の住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法にて推計しています。)

■総人口及び年齢3区分人口の推計



■児童人口の推計



3. 特定 12 事業の目標事業量

No.	事業名	事業内容			
(1)	通常保育事業	保護者の労働または疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所での 11 時間の保育を実施します。			
		平成 21 年度 実績見込	860 人 (0～2 歳) 1,300 人 (3～5 歳)	平成 26 年度 目標事業量	1,100 人 (0～2 歳) 1,400 人 (3～5 歳)
(2)	特定保育事業	親の就労形態の多様化に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、就学前児童を対象に、週 2～3 日程度、あるいは午前か午後のみ の保育など、必要に応じて柔軟に利用できるサービスです。			
		平成 21 年度 実績見込	一時預かり事業 で対応	平成 26 年度 目標事業量	一時預かり事業 で対応
(3)	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて 保育を行います。			
		平成 21 年度 実績見込	1,272 人 (15 ヲ所)	平成 26 年度 目標事業量	1,458 人 (15 ヲ所)
(4)	夜間保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所において夜間に保 育を実施します。			
		平成 21 年度 実績見込	延長保育事業で 対応	平成 26 年度 目標事業量	延長保育事業で 対応
(5)	トワイライトス テイ事業	ひとり親などの保護者が仕事等で帰宅が夜間になる場合、児童福祉施 設で午後 10 時頃まで一時的に養育します。			
		平成 21 年度 実績見込	延長保育事業で 対応	平成 26 年度 目標事業量	延長保育事業で 対応
(6)	休日保育事業	保護者が疾病、仕事等により、休日において養育が困難になった場合、 保育所において一時的に養育します。			
		平成 21 年度 実績見込	60 人 (1 ヲ所)	平成 26 年度 目標事業量	353 人 (1 ヲ所)
(7)	病児・病後児保育 事業	病気治療中やその回復期にあり、保育所等での集団生活が困難な児童 または保護者の都合で看病が困難な児童を預かる事業です。			
		平成 21 年度 実績見込	病後児対応型 1 ヲ所 体調不良児対応型 0 ヲ所	平成 26 年度 目標事業量	病後児対応型 3,000 日 (2 ヲ所) 体調不良児対応型 0 日 (0 ヲ所)

No.	事業名	事業内容			
(8)	放課後児童健全育成事業(児童ホーム)	保護者の就労等により放課後留守家庭となる児童を、授業終了後に児童ホームで適切な遊びや指導を通して健全な育成を図ります。			
		平成 21 年度 実績見込	869 人 (17 カ所)	平成 26 年度 目標事業量	1,023 人 (20 カ所)
(9)	地域子育て支援拠点事業(ひろば型、センター型、児童館型)	地域子育て支援拠点事業(ひろば型、センター型、児童館型)とは、常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る「ひろば型」、地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施する「センター型」、民営の児童館内で一定時間、つどいの広場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施する「児童館型」からなる事業です。			
		平成 21 年度 実績見込	6 カ所	平成 26 年度 目標事業量	ひろば型 (1 カ所)
					センター型 (6 カ所)
児童館型 (0 カ所)					
(10)	一時預かり事業	保護者が就労、通院、研修などで週1～3日だけの保育が必要な場合、あるいは病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった場合など、就学前児童が一時的に保育を受けられます。			
		平成 21 年度 実績見込	12 カ所	平成 26 年度 目標事業量	31,900 日 (12 カ所)
(11)	ショートステイ事業	保護者の疾病・出産看護・事故災害などで児童の養育が困難になった場合、児童福祉施設で一時的(7日間程度)に養育します。			
		平成 21 年度 実績見込	0 カ所	平成 26 年度 目標事業量	0 カ所 ※需要を見極めつつ準備
(12)	ファミリー・サポート・センター事業	援助を受けたい人と援助を行いたい人がともに会員となり、援助を行いたい人が援助を受けたい人に対して一定の報酬でサービスを提供する互助援助組織による子育て支援事業です。			
		平成 21 年度 実績見込	1 カ所	平成 26 年度 目標事業量	1 カ所

資料編

資料1 なかよしひろば来所者ヒアリング調査結果

(1) 目的

本市では平成21年1月に「成田市次世代育成支援行動計画アンケート調査」を実施しました。よりよい子育て支援のためには、アンケート調査から読み取れない意見や要望の掘り起しが必要となります。そこで、実際に子育てに携わっている市民の皆様の生のご意見を聞き、市の現状と課題を一層詳しく把握するためにヒアリング調査を行いました。

(2) 日時・調査対象

- ・平成21年6月18日（木）
- ・なかよしひろばに来所した保護者を無作為に選出し、ヒアリング調査書をもとに、実施。

(3) 調査結果概要

■なかよしひろばについて

①本日は、どんな理由でこちらに来られましたか？

来所の理由としては、子どもを遊ばせる場所を求めて利用している人が多いことがうかがえます。また、子ども同士、親同士の交流の場としても利用されています。

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・雨なので家にいるより、広場でお友達と一緒に遊ばせたくて来ました ・子どもを遊ばせるため。私も気分転換にお話をしに ・近所に遊び相手がないので、こちらに来てお友達と接するため ・同年代の子どもとコミュニケーションをとりたい、また、親同士も育児のことなどを話せる機会を持ちたい ・家ではスペース的に狭いので、広々とした場所で遊ばせたいので ・子どもが来て遊びたいと言うので連れて来ました
------	---

②この場所のどんなところがよい、またはよくないと思いますか？

なかよしひろばの利点としては、設備が充実していること、人とふれ合えることなどが挙げられています。一方で、駐車場等を含めた設備の充実が求められています。

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・色んな道具があるし、他の子どもさんと遊んだりできるところが良い・とても安全できれい ・広くて、遊ぶものがたくさんあるので子どもが飽きずに遊べる ・親同士でいろいろお話ができる。先生方とも相談できたり、日頃のグチを言える ・いろいろなお子さんがいて、いろいろな遊びができること ・親子で遊ぼう会などがあり、一緒に楽しめる
	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場が狭くて、車が止められないことがある ・4歳以上の子どもは、遊ぶものが少なくのびのびとは遊べない ・オムツを替える場所が欲しいです

③他に集える場所がほしいと思いますか？（回数、場所、時間帯等）

他に集える場所の希望として、なかよしひろばの内容の充実や、場所の要望などが挙げられています。しかし、現状で満足している保護者もいます。

主な「意見」	<ul style="list-style-type: none"> ・天気が良い日は外遊びをさせてあげたいので、幼稚園や保育園のような、公園とは違った広場が欲しい ・外で集まれる場所やイベント・公津、並木町周辺にもあると良い ・夏場は時間をもう少し長くして欲しい・こども館、福祉館が休みの時に遊ぶ場所 ・ユーカリが丘のユークィズのような場所を参考に改善して欲しい
--------	--

■子育て全般について

①どんなことがあれば、父親（または母親）が子育てに参加しやすくなると思いますか？

父親（母親）が子育てに参加しやすくなるために必要なものとしては、イベント・交流などが挙げられています。また、職場での子育てに対する理解、家族での交流も求められています。

主な「意見」	<ul style="list-style-type: none"> ・父親同士の交流会などあれば良いと思う・子どもと一緒に参加できる地域の行事があると良い ・残業がなくなればかなり助かります・有休をとりやすい環境 ・仕事が休みやすくなれば、もう少し子育てに参加してくれると思う ・父親でも気軽に連れて行ける子どもの遊び場
--------	---

②どんなことがあれば、仕事と家庭の両立が可能だと思いますか？

仕事と家庭の両立に必要な支援としては、主に保育サービスの充実が挙げられています。さらに、家族や周囲の人の協力、子育てしやすい職場の環境づくりも求められています。

主な「意見」	<ul style="list-style-type: none"> ・料金も手ごろで気軽に預けられる保育所があれば ・子どもが病気の時に預かってくれる場所・保育園の預かり時間の延長 ・託児所を仕事場にももっと増やしたり、融通のきく勤務体制にする ・職場における時間短縮制度があれば、より両立しやすい・地域の協力、支援
--------	---

③地域や行政にどんな子育て支援をしてほしいですか？（預かり等のサービス、情報、相談、遊び場、交流の場、経済的支援、防犯、防災等）

地域や行政に望む子育て支援については、主に保育サービスの充実、交流や情報交換、相談の場の提供、経済的支援などが挙げられています。特に兄弟姉妹のいる家庭では経済的支援への要望が多くなっています。

主な「意見」	<ul style="list-style-type: none"> ・預かり等のサービス（短時間でも預かってもらえるところ） ・成田近郊は空港関係の職についている人が多いのに、時間的に夜間に預かってくれるところは限られる ・児童手当を増やして欲しい！児童手当を増やすか、共働きしやすい環境の整備 ・相談できる場をたくさん作って欲しい・小さい子どもが参加できるイベント ・成田は恵まれている方だと思いますが、もっと補助など多くしていただきたい
--------	--

資料2 成田市次世代育成支援行動計画 策定経過

平成 20 年度

年 月	策 定 経 過
20 年 8 月	計画策定の準備を開始
21 年 1 月	アンケート内容の検討
2 月	次世代育成支援に関するニーズ調査（2月26日～3月6日）
3 月	次世代育成支援に関するニーズ調査取りまとめ

平成 21 年度

年 月	策 定 経 過
21 年 6 月	なかよしひろばでのヒアリング調査
7 月	関係各課へ現状や課題、今後の方向性等の調査依頼
8 月	第 1 回保健福祉審議会（概要説明） 国への目標事業量報告
10 月	第 2 回保健福祉審議会（目標事業量、進捗状況の報告）
11 月	素案作成
12 月	関係各課へ素案確認依頼 第 3 回保健福祉審議会（次世代育成支援行動計画素案について）
1 月	関係各課へパブリックコメント用素案最終確認依頼
22 年 2 月	パブリックコメントの実施
3 月	最終案取りまとめ 保健福祉審議会へ諮問 第 4 回保健福祉審議会（答申）

資料3 成田市保健福祉審議会設置条例

平成10年9月29日
条例第25号

(設置)

第1条 本市の保健福祉施策の総合的かつ計画的運営に関する事項を調査審議するため、成田市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 保健、医療及び福祉施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉施策の推進及び運営に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、保健、医療及び福祉施策に関し、市長が必要と認める事項。

(組織等)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 市長は、特定事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特定事項の調査審議期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（臨時委員を含む。）の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

成田市 保健福祉審議会委員名簿

平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日／順不同・敬称略

No.	区 分	氏 名	役 職	備考
1	識見を有する者	矢野 キイ	公 募	
2		古谷さつき	公 募	
3		亀山 幸吉	淑徳短期大学社会福祉学科教授	会長
4		太田 家和	(学) 太田学園理事長	
5		秋葉 都子	認知症介護研究・研修東京センター ユニットケア推進室長	
6	保健、医療及び福祉関係者	長谷川 修	成田市医師団	
7		林田 弘毅	印旛郡市歯科医師会成田地区 幹事長	
8		平間多美代	成田市薬剤師会	
9		山田 正子	成田市ボランティア連絡協議会 副会長	
10		山岸 堯	成田市老人クラブ連合会 副会長	
11		時田 幸江	成田市ことばと心を育む親の会 会長	
12		久保美和子	公津の杜保育園長	
13		眞鍋 里美	成田市民生委員・児童委員 (主任児童委員)	
14		青木 偉年	成田市社会福祉協議会 会長	副会長
15		湯川 智美	プレーゲ本塾 施設長	

資料4 成田市保健福祉審議会への諮問と答申

成 子 第1234号
平成22年3月12日

成田市保健福祉審議会
会長 亀山幸吉様

成田市長 小泉 一成

成田市次世代育成支援行動計画後期計画（案）について（諮問）

成田市次世代育成支援行動計画後期計画を定めるにあたり、成田市保健福祉審議会設置条例第2条の規定により、このことに関し貴審議会に諮問します。

平成22年3月25日

成田市長 小泉 一成 様

成田市保健福祉審議会
会長 亀山 幸吉

成田市次世代育成支援行動計画後期計画について（答申）

平成22年3月12日付け成子第1234号により諮問のありました成田市次世代育成支援行動計画後期計画（案）につきましては、第1回（平成21年8月6日開催）、第2回（平成21年10月6日開催）、第3回（平成21年12月24日開催）、第4回（平成22年3月25日開催）にわたり審議した意見を取込んだ内容となっており、妥当であると認め、ここに答申します。

なお、本計画の基本理念である「市民みんなで支える 楽しい子育てのまち」の実現に向け、下記の意見や要望がありましたので本計画の推進にあたっては十分配慮されるよう要望いたします。

記

- 1 毎年度、計画の進捗状況を把握・点検するとともに、その成果を検証してください。また、市民ニーズや社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ施策の見直しを行い、計画の実効性と弾力性に配慮してください。
- 2 主要事業を推進するためには「マンパワー」と「予算」が必要であるので、計画的・継続的な確保に努めてください。また、社会情勢の変化に応じて、担当職員の研修を充実させてください。

成田市次世代育成支援行動計画
(後期計画)

発行：平成 22 年 3 月
企画・編集：成田市健康こども部子育て支援課
〒286-8585
成田市花崎町 760 番地
電 話 0476-20-1538
ファクス 0476-24-1086
登録番号：成子 09-053